

## 論文

# 旧樺太時代の神社について

—併せて北方領土の神社について—

前田孝和

MAEDA Takakazu

## 1. 海外神社における樺太

戦前、いわゆる海外にあった神社を「海外神社」という。その「海外神社」の定義について、中島三千男は次のように述べている。

一つは、近代以降、対外戦争の勝利により、日本の領土（植民地、台湾・樺太・朝鮮）や租借地（関東州）、あるいは委任統治領（南洋群島）となった地域（これらは「外地」と呼ばれた）、さらには、「満州国」や日本の占領地（中国・東南アジア）等に日本国政府や居留民によって建てられた神社である。もう一つは、日本の統治権の及ばないハワイや、南北アメリカ大陸等において、日本人の移民によって建てられた神社である。前者を狭義の海外神社、後者まで含めたものを広義の海外神社という。この他に、狭義の海外神社には、明治維新以降に明確に日本の版図に組み込まれた、北海道（蝦夷）、沖縄（琉球）に建てられた神社を含める場合もある。また狭義の海外神社は、植民地神社あるいは、侵略神社と表現する場合もある。<sup>(1)</sup>

この定義によれば、樺太に鎮座していた神社は「狭義の海外神社」であり、「場合」によっては北海道の神社も「狭義の海外神社」であり、北海道に付属している千島、北方領土の神社も「狭義の海外神社」に分類することも可能となり、台湾・朝鮮・関東州・南洋群島・満州・中華民国・東南アジアの神社と同列となる。また、現時点で「日本の統治権の及ばない」という点に視点を向けると、千島・北方領土の神社は「広義の海外神社」となり得る。<sup>(2)</sup>

本論は、樺太および千島・北方領土の神社の通史を、特に日露戦争による日本の南樺太領有以前の文献を活用して述べることを主目的とするが、論述によって樺太の神社と他地域の海外神社との大きな相違点は、①ソ連軍侵攻から引揚の間は「宗教の自由」の名目から宗教活動が許された、②樺太の人口は、圧倒的に日本人が多かった、③祭神の多様性——などであることがわかるであろう。<sup>(3)</sup>

## 2. 樺太の地勢と産業

樺太（サハリン）は、北海道宗谷岬より北西の約43 kmに位置する南北約950 km、東西の幅約27 km～約167 kmの島である。面積約76,400 km<sup>2</sup>、樺太全島は北海道よりやや小さく、九州の約2

倍の広さである。北緯 50 度以南の南樺太は、全体の半分よりやや狭く、面積は 36,000 km<sup>2</sup>（九州とほぼ同じ広さ）、南北 455 km である。日本が先の大戦に破れ、サンフランシスコ条約（ソ連は不参加）により樺太の権利と権限を放棄（樺太・千島 18 島を放棄、国際法上は地域の帰属は未定で帰属決定の国際会議未開催）するまでは、北緯 50 度以南の南樺太が日本領土で「樺太」と称した。

日本領となった明治 38 年（1905）以降、漁業技術の発展に伴い、乱獲がはじまり漁業資源が減少するようになり、次第にパルプ工場を中心とする林業が興隆、礦業（石炭）、農業も主産業となった。昭和 11 年（1936）頃樺太には 11 町 29 村（人口 332,000 人）あり、樺太の全人口の 57% がパルプ工場のある町に住んでいた。また製鉄に欠かせない粘結性瀝青炭の豊富な西海岸北部の炭田開発がめざましく、石炭は昭和 9 年（1934）以降、にわかに関業が進んだが、不足する労務者は朝鮮人が代用され、その数は 7,000 人をこえた。出炭量は昭和 16 年が 34 炭礦で 647 万トン、うち 400 万トン<sup>(4)</sup>を本州方面に積み出していた。

### 3. 樺太と日本との関わり

オホーツク文化の出土品に 7 世紀前後の本州の物品があることから、北方と日本との関わりは 7 世紀まで遡ると考えられる。15 世紀末には北夷（樺太）との交易が確認できる（『福前秘府』）。その後、松前藩は寛永 12 年（1635）になって樺太を検分し、また翌寛永 13 年（1636）にも巡察させている。

蝦夷地では米が取れず、藩の商業交易によって収入を計り、商人や漁師からの徴税で藩財政をまかされた。また松前藩はアイヌとの交易権を上級藩士に分け与え、家臣がその場所に行っておこなう交易の収入を知行とした。寛文年間の蝦夷の産物は、干鮭・熊皮・鹿皮・鶴・鯨・魚油・鯨・串貝・昆布などで、知行主がアイヌに与えるものは米・酒・糶・塩・煙草・鉄器・衣料・漆器類・装身具などであったが、後に一定の運上金をとって商人に交易を一任するようになった。この商人が場所請負人と呼ばれた。場所には運上屋（後には会所）が置かれ、漁期が終わると番人が越年していた。

藩の収入を増やすためには、新しい場所の開発が重要であり、宗谷場所のすぐ先にある樺太に眼をつけるのは当然のことであった。延宝 7 年（1679）松前藩では樺太警備のためクシュンコタン（久春古丹、後の楠溪、大泊）に穴陣屋を構え、宝暦元年（1751）から宝暦 7 年（1757）まで毎年海鼠の漁業調査を実施し、白主で海産物<sup>シラスシ</sup>などの交易をおこない、この結果、樺太の久春古丹、留多加<sup>ル タ カ</sup>、西富内<sup>ニシトシナイ</sup>に漁場を開いている。

工藤平助の『赤蝦夷風説考』によって幕府は、天明 5 年（1785）3 月蝦夷地調査隊を派遣した。その後も幕府は、樺太に巡察や調査をおこなっている。

文化元年（1804）通商を求めて長崎にきたロシア修交使節のニコライ・レザノフは、半年も待たされた上なんの成果も得ることが出来ず、その後日本海に出て宗谷に上陸しさらに樺太を探検した。その翌年にはロシア使節のナデシュダ号が留多加に來航し、文化 3 年（1806）9 月には露米商会員フヴォストフの率いるフリゲート艦ユナイ号が樺太東海岸オフトマリに到来、上陸して同地のアイヌの子供 1 人を連行、同日久春古丹に移動して停泊、翌 12 日 30 人程が上陸して運上屋を襲い、番人 4 人を捕らえて船に連行し、米・酒などを掠奪して運上屋・倉庫・弁天社を焼き、アイヌの子供だけを釈

放して退去している。

このような情勢を重視した幕府は文化4年(1807)松前藩に西蝦夷地永久上地を命じ蝦夷全島を幕領とした。南部・津軽・秋田・庄内の4藩に出兵を命じ、翌5年には仙台・会津の2藩にも派兵を命じて蝦夷地各所の警備にあたらせた。同年4月にはフヴォストフらが前年樺太で捕縛した番人4人を連行して択捉島ナイボに現れ、番小屋・蔵を焼き、食料、衣類や道具などを掠奪、択捉島ナイボで捕縛した五郎治ら5人を連行して紗那<sup>シヤナ</sup>を襲い、会所・南部陣屋・津軽陣屋・日光社・稻荷社・弁天社に放火、掠奪をほしいままにした。またフヴォストフらは択捉島の各地を徘徊した後、5月樺太シレットコ沖に現れ、オフイトマリ、留多加に上陸、番屋・蔵・弁天社などを焼払い、利尻島付近で船4隻を発見、伊達林右衛門手船を襲撃拿捕、利尻島の港に3隻の船を発見襲撃、荷物を掠奪、船を焼却した。

一方、文化5年(1808)閏6月松前奉行調役下役松田傳十郎は樺太奥地ならびに山丹見分の命を受け、間宮林蔵を伴って7月13日白主に到着、松田は西海岸を通過してラッカ岬に至り黒竜江を望見、樺太が離島であることを知った。樺太から帰った間宮林蔵は樺太東海岸の調査が不足として再調査を命じられ、再び樺太奥地見分のため宗谷を出発、越年した(間宮海峡を発見)。

しばらくロシア船は姿を見せなかったが、文化8年(1811)6月国後島に上陸したロシア船ディアナ号の船長ゴローニンを拘禁し、後にロシア船に捕らえられた高田屋嘉兵衛と交換の形で釈放して決着をみた事件(文化10年)のあと、海防問題が比較的穏やかになったことから蝦夷地は文政4年(1821)12月再び松前藩に復領された。

しかし嘉永6年(1853)7月にはロシア使節プチャーチンが長崎に来航して交易と樺太国境確定を要求し、一方では8月にロシア海軍大佐ネヴェリスコイが樺太占領の命を受けて陸戦隊を率いて久春古丹に来航、9月1日に上陸を開始し、屋舎・物見櫓、穴蔵・柵を繞らした陣営を築いて圧力をかけている。松前藩はこの報を受けて、警備の兵を送るが渡海することができなかった。同年12月にプチャーチンの率いる軍艦は長崎に再度来航し、プチャーチンと会見した幕府応接掛は国境および和親通商条約について交渉を開始した。

安政元年(1854)11月3日には下田で第1回日露交渉が開始された。11月4日大地震が発生しプチャーチンの乗艦ディアナ号が大破したため交渉は中断したが、12月21日には日露和親条約(下田条約)が成立、千島は択捉水道をもって境界とし、樺太は従来通り雑居地として、安政3年(1856)11月10日に批准文書が交換された。さらに慶応3(1867)2月25日にはロシア・サンクトペテルブルクで樺太島仮規則五箇条(仮樺太規約、樺太雑居条約)を調印し、日露両国人の雑居地とする協約を改めて結んだ。この後も樺太における両国の問題は後を絶たず、樺太ナイブツ川流域滞在のロシア人と日本人との間で漁業権問題が起こり、11月にはロシア人が北蝦夷地(樺太)シララオロにおいて同心などを拘禁する事件も起きている。また、幕府は北蝦夷地の場所請負人を廃止し、士庶民の移住・開拓を許し、箱館奉行に出願すべき旨を達している。

明治2年(1869)5月戊辰戦争が終わり、政府は7月に箱館府を廃して開拓使を設置、8月には蝦夷地を北海道と改称、11国86郡を画定、また開拓使総督を開拓使長官と改め東久世通禧を任じ、北蝦夷を樺太と改称した。明治3年(1870)には開拓使を北海道開拓使に改め別に樺太開拓使を置き、黒田清隆を樺太開拓使長官に任命したが、明治4年(1871)には樺太開拓使を北海道開拓使に合併し開拓使とした。開拓使は開拓促進のため樺太の永住者には一代無税、出稼者には3年無税を布告した。

明治6年(1873)11月黒田清隆は強大なロシアと事を構えるのは危険であり、樺太よりも北海道の開拓を優先すべきであると、樺太と千島を交換して日露間の紛争を一掃するよう上申した。政府は千島樺太の交換を明治7年(1874)1月に議定し、翌明治8年(1875)5月調印、11月に公布した。この千島樺太交換条約(サンクトペテルブルク条約)は、千島の18島を日本の領土とし樺太全土をロシアに譲与し、樺太所在の日本の建物194軒と動産の代償を日本に賠償し、久春古丹に入港する日本船舶は10年間港税および関税を免除することを含み、樺太在住の邦人は条約により引揚をおこなった(但し、条約によって日本人の漁業は許された)。また樺太アイヌ841名を宗谷に移住させ、その一部を石狩の対雁村に移住させた。

ロシアは樺太の開拓にあたり流刑植民政策を実施し、毎年500~600人の流刑者を樺太に送った。明治31年(1898)樺太全島の流刑囚数は6,290人で強盗・強姦・放火・殺人などの重犯罪者であった。そのようなことからロシア時代には開拓事業・産業は発展せず、人口も増えなかった。

一方、朝鮮を取り込もうとするロシアの勢いに対抗すべきとの日本国内世論と、ロシアの南下に反発する英米の支持のもと、日本は明治37年(1904)2月8日ロシアに宣戦を布告し日露戦争がはじまった。8月の黄海の海戦に勝利、翌明治38年(1905)1月には旅順のロシア軍降伏に続き5月27日には連合艦隊が日本海でバルチック艦隊を撃破、6月には米大統領が正式に日露両国に講和を勧告し、9月5日には日露講和条約(ポーツマス条約)が調印され、日露戦争は日本の勝利で終わり、樺太(南樺太)は日本領土となった。<sup>(5)</sup>

#### 4. 史料に見る樺太の神社

日本との通商を拒否されたロシアのレザノフは文化3年(1806)、配下であった露米商会員フヴォストフに以下のような命令を出していた。

- 一 樺太のアニワ(楠溪)に進んで日本船を撃破すること
- (中略)
- 一 樺太にある日本の商店は、貨物を奪つて破壊すること
- 一 土人達には穏かに接し、ロシアの皇帝に服従するやう誓はせること
- 一 神社があればその偶像(御神體)を持歸ること<sup>(6)</sup>

この命令後、レザノフとフヴォストフの間には意思疎通がなされず、結果的には通商交渉拒否への報復措置として、フヴォストフは文化3年(1806)9月11日、ユナイ号で雄吠泊<sup>おほえどまり</sup>に入港、翌12日にはクシュンコタンに上陸、運上屋、蔵を焼き、食料を掠奪するなどした。ロシア兵は引揚の際に、弁天社の焼き残った鳥居にロシア語が記された銅板を掲げた。

樺太に神社が祀られていたことが判る初見は、このフヴォストフのクシュンコタン襲撃の報告書によってであり、事件が箱館に知らされたのは、翌文化4年(1807)3月になってからであった(襲撃の9月は越冬の役人をはじめとする一部の関係者しか樺太には残っておらず、樺太から箱館への連絡方法はなかった)。

初代の箱館奉行であった羽太正養（1754～1814）が寛政11年（1799）に蝦夷地取締御用掛を命ぜられてから箱館奉行、松前奉行として幕府の東蝦夷直轄の最高責任者として蝦夷地経営をおこない、文化4年（1807）に北方警備の不備（文化露寇事件）をもって更迭されるまでの記録、すなわち幕府による蝦夷地経営およびロシア対策等を文書に基づいて叙述した『休明光記』（文化4年）が初見かと思われる。それによると、文化3年（1806）9月12日にクシュンコタンに鎮座していた弁天社が焼き払われ「神体」まで奪われたというのだ。

#### カラフト嶋へ異国船渡來の事

（前略）然るに文化三寅年九月十一日、卯年西蝦夷地上地に成、  
此時いまだ私領なり いづこの船とも忘れざる異國の大船一艘、彼島の東浦ヲフイトマリといふ所へ掛りたり。此時は例のごとく松前氏の家來は引取たる跡也。（中略）夫よりクシュンコタンといふ所の海岸より一里半程へだてかゝり其日は上陸の體もなく、翌朝（釋）はしげ船三艘革船一艘以上四艘へ異國人凡三十人程乗組上陸し、同所の運上屋へ來り、（中略）夫より異國人ども運上屋及び板藏等へ亂入し、米六百俵餘、酒數樽、たばこ、木綿、膳、碗の類、其外仕入物の諸品残りなく奪ひとり、運上屋、板藏等合せて十一ヶ所外（7）に辨天の社一ヶ所、神躰は奪ひとりたり圖合船等まで悉く焼拂ひて元船立戻りぬ。

この「神躰は奪ひとりたり」とは、レザノフがフヴォストフに命じた「神社があらばその偶像（御神體）を持歸ること」を実践したのであろうか。

樺太を襲撃したフヴォストフは再び翌文化4年（1807）択捉島に向かい、4月23日には圧倒的な火器によって内保を襲い、28日には紗那（ナイゴ）を襲撃した。多くの犠牲者が出て、各施設も焼失し、日光社・稻荷社・弁天社も焼失した。さらにフヴォストフは樺太に向かい、5月21日には樺太の雄吠泊に進み襲撃、クシュンコタンにも上陸、翌22日には留多加に上陸し番屋、藏、弁天社を焼き払った。そのフヴォストフは利尻島も襲撃した。

『休明光記』によると、文化4年9月22日の留多加襲撃は次のように記してある。

#### エトロフ嶋へ異国船渡來一件の上

（前略）翌（筆者加筆）（五月）廿一日には未申の風にてはせ、同嶋の内ヲフイトマリと云所に掛り、ヒョウトロ・マルキチ、ヒョウトロ・キハノエチをはじめ其外何人乗組たるやしれず、同所へ上陸し、番屋壹軒、雜藏一棟、物置一ヶ所やき拂ひ、（中略）翌廿二日の晝頃ルウタカ海岸より一里程に懸り、ミカライ・サンタラエチをはじめ二十六七人上陸せしが、間もなく火の手見へ、七時頃（8）に至り大釜五ツ持歸りたるゆへ其様子を尋ねしに、番屋二軒、藏九棟、辨天拜殿焼拂たるよしを申す。

このように文化3年と4年には樺太と択捉島が襲撃され（文化露寇事件）、その報告によって文献上で神社の存在が確認できるのであるが、一方、国学四大人の一人である平田篤胤が文化3、4年のロシア船の北辺襲撃（樺太と千島）に関する報告文書、記録集を蒐集編集した『千島の白浪』にも神社の記載があり、資料として貴重であると思われるので、その一部分を引用しておこう。なお、平田

篤胤の自筆序文には「文化八年十二月」とあり「文化丁卯事件」（文化3、4年事件）の資料を収集編集するのに要した時間は僅か4年足らずの歳月であったことがわかる。平田篤胤にとっては異色な研究であり、彼自身の国家意識のあらわれであったのだろう。

#### ○赤人船聞書

クシコタン、(中略) 跡々不残焼払、稻荷の社迄焼払、鳥居斗残シ置、鳥居ニかね札、紙札をしはり付置、着類或ハ鉄炮壺挺捨置申候由。<sup>(9)</sup>

#### 仙台間使白石良治等松前地ニ至り風説聞書抄録

一、三年丙寅九月、カラフト江異国船来着云々。クシュンコタンと申所、弁財天之鳥井之傍ニ銅札組相立テ、其下江五拾目位之鉄炮之筒之長九尺程ニ而火打仕ニ仕候を相棄置、右異国船ハ引<sup>(10)</sup>取云々。

#### ○松前へ到来書状

夷国船同処クシュンコタンと申処へ参り、(中略) 是亦賊船帰帆之節、石火矢を以運上屋不及申、藏々神社共焼捨候段承り驚入申候。<sup>(11)</sup>

#### ○御先手荒尾但馬守組与力中里三次文通

文化丙寅九月上旬頃、(中略) 人家ニ火をかけた。かたへなる弁天の祠の鳥居に銅牌一枚付て、鉄炮壺挺残し置、元の沖へ漕返る(中略) 去る程にヲロシア船は、同月廿五日の比にや、唐太鳴ルウタカ江漕寄、人家を焼払、土人をとらへ、去年残おきし銅牌ハ如何したるやと尋たれハ、また弁天の祠に有と答ける。<sup>(12)</sup>

以上のようにフヴォストフの樺太襲撃の報告によって、既に文化3年(1806)にはクシュンコタンに弁天社(但し『赤人船聞書』は稻荷社とある)が存在していたことが明らかになり、運上屋、蔵などととも弁天社も焼かれ、焼き残された鳥居(石の鳥居か)に銅板が残されていた。

その襲撃の2年後の文化5年(1808)6月には神社が再建される。同年、会津藩は東北の雄藩である津軽、南部、仙台などとともロシア南下に対する北方の警備を命じられ(会津の防衛地域は、稚内、利尻島、そして樺太)、樺太防衛のために派遣された会津藩士高津泰(平蔵)が、偶然に再建の祭りに出くわすことになる。

高津泰の記録である『終北録 一名戊唐太日記』には、フヴォストフの襲撃で焼失した弁天社再建の奉祝法楽(閏6月28日)の様子が記録されている。もともとは崖にあった弁天社は、旧社地より200歩離れた山中に移転し再建されることになった。以下のように記している。

閏六月(中略)二十八日辨財天廟成廟在營南山上旧舊趾距今廟西二百許歩臨海岸往年俄羅斯火之刻番文於銅版掲神門去以無識番字者竟不知為何謂今船人因祈歸軍安穩請再建焉陣將為題妙音宮三大字倩荻平近禮雕木而扁廟瘦勁可觀是日軍士多賀谷高知田中玄德等奏雅樂落之荒井保惠聞而嘉

之饋以酒穀隋唐遺音亡於彼而存於我既奇矣況今奏之於北荒窮髮之野乎<sup>(13)</sup>

これを、橋本捨五郎が次のように意識している。

閏六月二十八日、兵營のある南の山上に、以前にロシア船に放火された旧跡より二〇〇歩ばかり海岸から遠ざかった所に守り神としての弁財天廟が完成した。もともとそこにはロシアの銅板が掲げられていた場所であったが、どういう訳かその銅板には文字がなかったという。今回舟人たちが帰国の安穩を祈るために、その再建を請うていたものであった。北原陣将は松前からの雇い人の萩平近禮に木を削らせ、『妙音宮』と三文字で題を入れて扁額とした。社が引き締まって、強く見えた。この日、多賀谷高知、田中玄徳らが雅楽を奏して落成を祝い、荒井保恵はお祝いの酒肴を贈った。本場の中国で隋唐の古い音楽は亡びているのに、わが国でこのような形で存続しているのは面白い。いわんや今、これを北方の雑草が地を覆う荒野で演奏をすることになる<sup>(14)</sup>とは。

一方、西鶴定嘉は『樺太史の栞』で、文献を引用して次のように記している。これによると、遷座の大祭が閏6月15日、奉祝の法樂が同28日であった。

渡航者が航海の守護神と崇める辨財天の社は、もと楠溪の崖の上にあつたが、フオーストフに焼かれて僅に鳥居のみが残つてゐた。

それで軍の輸送に當つた船頭達が、歸航の安全を祈らんが爲に再建せられんことを願ひ出て、舊址を去る二三町程の山中に、間口九尺奥行二間の社を造營した。もとは佛閣風の祠であつたが、新築せるは純神殿造の社であつた。

陣将北原光裕は、水松の板に「妙音宮」の三字を認め、萩原庄助が彫刻し、紺青を入れて扁額とした。

閏六月十五日には、神道の心得ある池上彌右衛門を司祭者として、大祭典を執行し、廿八日午刻過ぎからは拜殿で法樂を奉納した。笙役は物頭多賀谷左膳と御用所組頭香坂一學、横笛は外様士田中九内、箏築は外様士水野主典、片山昌藏、寄合組立川幸次郎何れも今のは際迄と携へた樂器で勤めた。

此日は天氣清朗、嚙唳とさえ渡る天來の妙音に、老若男女のアイヌ等は、何れも耳敬てて聞き蕩れたのであつた。

和歌の嗜みのある者は、法樂の歌を詠進した。

宮柱ふとしくたてて此島も  
うごきなき世のためしを知る 柏崎清馮<sup>(15)</sup>

フヴォストフに襲撃され、ロシア語のメッセージが書かれた銅板を鳥居に掲げられた祠の再建であり、雅楽奉納まであり、アイヌの参加もあった。「妙音宮」との扁額が掲げられた。妙音とは神仏習合の弁財天のことであり、弁天社である。

## 5. 雑居時代史料に見る樺太の神社

幕府は、安政元年（1855）12月伊豆の下田で日露和親条約（日露通好条約、下田条約、日魯通好条約）を結び、下田、箱館、長崎を開港し、択捉島と得撫島との間を国境（択捉島と国後島の日本帰属および残りの千島列島のロシア帰属）とすることが決定し、樺太には国境線を設けず両国の雑居地とすることが確認された。

その後も雑居地では権益を巡り紛争が生じたため、支配国を確定し、ロシアの南下政策への対策を講じる必要があった。明治8年（1875）年5月、日本とロシアの国境画定の樺太千島交換条約（サンクトペテルブルク条約）が締結され、日本は樺太島の領有権を完全に放棄し、全島がロシア領となる代わりに、占守島から得撫島までの18島を日本帰属とした。

このような雑居時代の樺太探検の紀行文や絵図に神社が記されている。例えば弘化3年（1846）から安政4年（1857）までの12年間で4人の5探検の紀行文および絵図に場所および社名が記されている（書籍に記載された神社は、「社」がないものもあるが、標記の統一のために「社」として記載した）。それらが表1であり、31場所に40社が鎮座していたことが判る。

神社の規模について、松浦武四郎は『竹四郎廻浦日記』（安政3年）で、次のように記録している。<sup>(17)</sup>

クシュンコタン	弁天社（梁3間、桁3間）	金勢の社（梁9尺、桁9尺）
ホロトマリ	弁天社1棟（梁9尺、桁2間）	
エンルンモコマフ	弁天社1棟（梁2間、桁5間）	
シラヌシ	弁天社（梁2間、桁2間半）	

この4地区の中でクシュンコタンの弁天社が5.5メートル4方（梁3間、桁3間）の規模であり、これが最も大きい規模の神社で、燈籠や鳥居が設けられていた。また、祭りにはアイヌの参加もあった。

佐々木馨は『みちのくと北海道の宗教世界』で、北海道の弁天社でのアイヌとの関係を、次のように推測している。

アイヌの人々も弁天社を場にして自らの宗教儀式も行ないつつ、和人主催の祈禱行事などにも、一漁労者として加わっていたのではないだろうか。<sup>(18)</sup>

樺太でも北海道、北方領土と同じようにアイヌが祭りに参加していたことが判る。松浦武四郎の『再航蝦夷日誌』によると、クシュンコタンの弁天社で蝦夷（アイヌ）が太鼓を打って興じていたことが次のように記してある。

前ニ銅（あかがね）の鳥居有。石燈ろう并ニ絵馬等美々敷筋れり。此処に而大漁の祭等有る時は、夷人等皆集りて昼夜太鼓を叩て遊ぶこと也。<sup>(19)</sup>



表1 樺太の神社（江戸末期の紀行文・絵図等に見る神社）

探検・筆者	松浦武四郎	村垣範正	松浦武四郎	目賀田帯刀	玉蟲左太夫
書籍名	『再航蝦夷日誌』	『村垣淡路守公務日記』	『竹四郎廻浦日記』	『延叙歴検真図』	『入北記』
探検年	弘化3年(1846)	安政元年(1854)	安政3年(1856)	安政3～5年(1856～1858)	安政4年(1857)
発行	嘉永3年(1850)		安政4年(1857) 自筆を役所に献本	安政6(1859)の『延叙歴検真図』を明治4年(1871)清書	
地名	社名	社名	社名	社名	社名
白ヌシ	弁天社	弁天社	弁天社	弁天社(自主)	弁天社
リヤトマリ	弁天社			弁天 (利家古丹・リヤドマリ)	弁才の社
ウリウ	弁天社				
リラ	弁天社				
ウシユナイ	弁天社			弁天(牛運内)	
ウンラ	弁天社			弁天(雲羅)	
クシユンコタン(楠溪)	弁天社 竜神	弁天 金比羅社	弁天社 稲荷の社 金勢の社	弁天(久春古譚1) 弁天(久春古譚2) 稲荷(久春古譚2)	弁財天の社
ホロアントマリ	弁天社	弁天社			
ラフエ(ユ)トマリ	弁天社			弁天(小冬泊・オホヘドマリ)	
エノシヲマナイ	弁天社				
ノタシヤム	弁天社				
トコリホ	弁天社				
ラクマツカ	弁天社		弁天社(ラクマカ)		
エントモカヲマナイ	弁天社				
アサンナイ	弁天社				
ヲコー	弁天社				
ナイホロ(トコンボ) 西トシナイ	弁天社			弁天 稲荷	
シヨニ	弁天社				
ヲハコタン		鹿島大神宮・勧請 予定	小社(鹿島の神勧請)		
ライチシカ		八幡宮・勧請予定	石清水八幡	八幡社	
トウコタン			弁天社		
トマリホマリ			弁天社		
トロトマリ			弁天社		
エンルンモコマフ		弁天社 稲荷社	弁天社 稲荷社 金刀比羅 八大竜王		弁天社 稲荷の社(真岡)
ヒロチ			弁天社		
能登路岬				弁天社	
自主ノト口岬				弁天	
泊恩内				○(社名不明)	
千邊紗荷				弁天(チベサニ)	
露麗				弁天(ロレイ)	
シララオカ				弁天	
	18地区19社	6地区8社(予定含)	10地区15社	14地区17社	4地区5社

※『樺太州』には久春古丹、久春古丹2の2枚の絵図がある。場所が違い、弁天社がそれぞれに鎮座している。地名が「久春古潭」となっているため、一つの地域として扱った。しかし、弁天社は2社あるものとして記載した。

また、前述の通り、クシュンコタンの弁天社再建の折にもアイヌが参列していた。

江戸時代の樺太における神社は、「弁天社」が圧倒的に多く、同じく北海道、北方領土にも同じく弁天社が多い。北海道に弁天社が多いことを、佐々木馨は同じく『みちのくと北海道の宗教世界』で次のように述べる。

松前藩政期における宗教的営為を窺う史料は意外にも少なく、とりわけ「場所」のそれを復元するのは非常にむづかしい。その中において、唯一貴重な手がかりを与えてくれるのが、幕末の探検家松浦武四郎が書き記した観察記録であると同時に、詳細な地誌でもある『初航蝦夷日誌』や『再航蝦夷日誌』、『竹四郎廻浦日記』そして『東蝦夷日誌』、『西蝦夷日誌』である。その文献史料の中から各場所に散見する宗教施設を抽出したのが記述引用である。

その引用が示すように、一つには蝦夷地の漁業の経営の中核である各「場所」には、必ず弁天社が豊漁と航行安全を祈願して勧請され、二つにその弁天社中心の宗教施設も、稲荷社とか竜神社あるいは観音堂の増設をみることによって年ごとに充実していく傾向にあった。これは別の言葉でいえば、場所請負商人層によって勧請された弁天社に代表される産業神が、場所経営の安定化とともに稲荷社のように近代的産業神へと変容していった、といっても大過なからう。

場所請負商人たちはこのように、産業神・産土神として弁天社と稲荷社を祭祀したのであるが、この二神の祭祀は、じつは彼らの一方的な独断によるものであった。<sup>(20)</sup>

この文意は北海道のことであるが、樺太にも通じるものである。北海道も樺太も、そして北方領土を含む千島列島に和人は最初に漁を求めた。未知の世界であり新たに航路の開拓が必要であり、そこには常に危険が付きまとった。船底一枚の下は、青色地獄である。豊かな海であっても漁は自然との戦いであり、漁獲が保証されているわけでもない。そこでの祈りは、航海安全、豊漁祈願、身体安全であり、必然的にそれを包含した神々への信仰であり、江戸時代後期は、それは神仏習合時代の弁天信仰、恵比寿信仰、稲荷信仰であった。だから、樺太も、千島も海岸線の上のしかるべき場所（多くは海から見える崖とか「場所」の中でも景観の良い土地）に弁天社を中心に祀った。

一方、北海道での八幡神の勧請について、佐々木馨は、「幕府一箱館奉行は宗教指導の一環」であるとして、

「此度補理仕候会所江、八幡之社、一ヶ所江一社ヅゝ、相祭可申心得ニ事」

という如く、「場所」のセンターたる会所には武神の八幡社を造立するよう求めていたにもかかわらず、場所商人たちは既述引用に明らかなように、一社として八幡社を祭ることはなかったからである。<sup>(21)</sup>

と述べて、『休明光記』を引用して、幕府が八幡社の創建を推進したが、その実績は北海道ではなかったとしている。ただ、樺太でも村垣範正の『村垣淡路守公務日記』（安政元年）によると、ライチシカに八幡宮を祀る予定であることが記されており、そして2年後の安政3年（1856）には石清水八幡神が祀られていることが松浦武四郎の『竹四郎廻浦日記』に記載されてある。幕府の意向を何らか

の形で具現した創建なのかは不明だが、日露雑居時代での八幡神の創建は極めて珍しい事例ではある。

日露雑居時代末期の神社は、どのような様子だったのであろうか。明治2年(1869)北蝦夷を正式に樺太と改称し、さらに開拓使から独立してクシュンコタンに樺太開拓使が置かれた。同年には開拓使判事岡本監輔・外務大丞丸山作楽、外務権大丞谷道之の三官が「楠溪(クシュンコタン)で越年した官吏、農工民40余人の人心鎮撫のため、楠溪鎮座の田村神社、石の神社、弁天社、稻荷社等の祭礼を執行」している。

三官の苦心 明治二年楠溪に越年せし四十餘人の官吏及び多数の農工民は、防寒設備不充分的爲骨を刺す互寒に堪え難く、僅に酒を以て凌ぐの状態であつた。而も血氣旺んなる少壯の士が多かつたので、露人の暴状に悲憤健慨なる議論を吐く者が多かつた。

かくては如何なる椿事を惹起するやるはかられずと、丸山外務大丞・岡本開拓使判事・谷元外務権大丞三官の心痛は一方ならぬものがあつた。丸山大丞は人心を安んじ土民を慰撫せんが爲、楠溪に鎮座まします田村神社・石の神社・辨天社・稻荷社等の祭禮を執行して人心の鎮靜につと<sup>(22)</sup>めた。

江戸末期の紀行文などでクシュンコタンに確認出来る神社は、弁天社、竜神社、金比羅社、稻荷社、金勢社であり、江戸末期と明治2年とを比較すると、明治2年で「田村神社、石神社」の少なくとも2社が新たに祀られていたようだ。

また、明治6年(1873)にはクシュンコタンで稻荷社、弁天社と産土神社が確認出来る。その産土神社とはどの神社を指すのであろうか。『北海紀行』の著者林顯三の随行者宮崎某の歌は、「赤金ノ御柱モトヲ打モリテ静ケキ御代ノ春ヲ經ナ<sup>(23)</sup>ン」とあり、銅の鳥居があったことがわかり、松浦武四郎の『再航蝦夷日誌』にある「前に銅(あかがね)の鳥居有」と同じ銅の鳥居であったのだろう。

「雑居時代」末期の明治7年(1874)の樺太一覧ともいべき『明治七年樺太庁調』(明治7年、樺太交換時に伊達家が樺太庁の調査資料を纏めたもの)の中に、同年4月現在の伊達・栖原両家の漁場における神社、仏閣数が記載されている。「伊達栖原漁場建家総数 四月調」によると、伊達・栖原の支配する楠溪、栄濱、西富間、東富間の4つの場所の漁場数は57ヶ所であり、その中で神社が楠溪に14(仏堂8)、栄濱に2、西富間に4(仏堂10)、東富間に2の合計22(仏堂18)<sup>(24)</sup>ある。伊達・栖原の両家の漁場での神社数であり、明治7年の開拓使樺太支庁の調査によると日本人の場所は50ヶ所にものぼったというから他所を含めるとそれ以上の神社があったと推測される。

## 6. ロシア領時代の神社

明治8年(1875)に樺太千島交換条約で日本は樺太の領有権を放棄し、樺太の雑居時代は終わりを告げ、明治8年から明治38年(1905)までの31年間がロシア領の時代を迎えることになる。その間、神社は存在し、日本人に信仰され続けたのか。樺太の神社が江戸時代に漁民を中心に弁天社や稻荷社などが創建され信仰され、またロシア領時代にも引き続き日本人が樺太で漁業を許されたことが大きな鍵となる。すなわち、ロシア領時代も樺太で日本人が漁業を継続できたということにある。

樺太千島交換条約によって日本は樺太の漁業資源を失うことになり、漁民に漁場断念書を提出させた。それでも一部の漁民は政府に対し、漁場回復を願い出て、明治9年（1876）には明治政府は樺太の漁場経営を従来通り許可し、それ以降、樺太残留漁民も、また撤退した漁民の多くも再び樺太に戻り漁業を再開している。

それが可能であったのは、条約の中にコルサコフ（大泊）港に入港する日本船の10年間の港税および関税の免除や日本漁場への最恵国待遇（必ずしも優遇された訳ではない）によるものである。紆余曲折は続くが、明治38年（1905）に再び南樺太が日本領となると、日本人は自由に操業ができるようになった。

例えば漁場主、漁場数、漁獲高、漁夫数について、明治16年（1883）では漁場主19人、漁場数12ヶ所、漁獲高が約2,043万石、漁夫数1,546人、明治27年（1894）では漁場主20人、漁場数71ヶ所、漁獲高が約3,188万石、漁夫数1,967人、明治31年（1898）では漁場主44人、漁場数192ヶ所、漁獲高は約5,051万石、漁夫数は不明といった具合である。<sup>(25)</sup>

なお、『樺太要覽<sup>(26)</sup> 全』によると日本領になって1年後の明治39年（1906）には、樺太の東海岸、亜庭湾、西海岸に234の漁場、海馬島には8の漁場の地名および漁場主が記されている（因みに、蘭泊神社の前身の祠を創建した山田竹次郎は東海岸の漁場番号166 トコンボと187 トマリボの漁場主であった）。

このように日本人が樺太から完全撤退したのではなく、漁業は続けられ漁獲量も増え、神仏を信仰する日本人が、特に漁業関係者が樺太と関係を保ち続けた。神社がどのような形でいつまで継承されたかは、現時点では調査資料が不十分のため断定はできないものの、以下の資料によって神社が存在し続け、新たに創建もされたのではないかと推測できるのではないだろうか。

明治10年代に日本陸軍士官およびコルサコフの日本領事館員によって報告されたロシア領時代の樺太視察報告である『哥爾薩港報告写<sup>(27)</sup>』によると、ヒロチ（広地 西海岸の真岡に隣接する場所）には弁天社があり、岬には鳥居もあったと以下のように記されている。

「ヒロチ」ト云（中略）右側ノ岸ニ番屋一校倉ニアリ傍ラニ辨天社アリ岬ノ先ニ鳥居有<sup>(27)</sup>

また、明治18年（1885）11月刊行の『開拓使事業報告第一編』の「楠溪部落新圖」には、弁天社、八幡、稻荷が記されている。

楠溪部落旧圖 辨天社 社 社 楠溪部落新圖 辨天社 八幡 稻荷<sup>(28)</sup>

図には、三社のほか明治10年代の楠溪には役人邸、病院、永住人長屋、工民長屋、会所、会所蔵、船囲小屋などがあったことも記載されている。江戸時代には弁天、稻荷があったことから、それらの神社を継承したものだろうか。

江戸時代の神社がロシア領時代も「信仰されていた」との記録ではないが、明治38年（1905）に再び日本領となってから移転し信仰された祠があった。それは真岡神社の境内にあった石造の弁天社である。真岡神社は明治42年（1909）の創建であるが、その由緒によると、「樺太に於ける神社中最

も古き歴史を有し其の濫觴は遠く明治維新前にして、文献に徴すべきものなしと雖も当時の遺物たる花崗石製鳥居、燈籠、手水鉢等により神社の存立は歴然たり」と、また「歴史的記念物 花崗石鳥居 嘉永元年越後国富樫善太郎、富樫平左衛門献納、御手洗鉢 文政二年阿部嘉佐衛門、山岡喜八献納、花崗石燈籠 慶應元年建設」と伝えられている。その弁天社は大正9年(1920)に真岡駅が開業する以前は駅付近にあり、駅開業にともなって真岡神社境内に移したものである。その境内一隅の弁天社の写真(昭和15年5月撮影)が函館市立図書館に残されている。<sup>(29)</sup>

また、ロシア領時代に新たに創建されたと思われる史料がある。明治40年(1907)に創建された蘭泊神社の前身の神社のことである。神社の由緒によると、「本神社祭祀の初めは文献の徴すべきもなく明かならずと雖も遠くロシア領時代の出漁者にして現在蘭泊漁場の経営者たる山田竹次郎が其漁場内に大物主乃大神を奉祀せるを村民崇敬の念を禁じ難く、明治四十年六月十六日奉祀者より譲り受け、神殿を現在の位置に新らしく造営して其誠を捧げたるに始まる」とある。<sup>(30)</sup>

最初の奉祀者である山田竹次郎から明治40年6月に祠を譲り受け、移転して神殿を新たに建てたとある。山田竹次郎は、明治15年(1882)以降に東海岸のナイブツから西海岸に移り漁業を続け、明治40年(1907)にはトマリボの漁業権を得ているから、明治40年6月以前に大物主神を祀る祠を創建していたことになる。創建してすぐに移転遷座することは考えづらく、少なくとも数年は経過していたのではないか。明治15年以降のロシア領時代に創建されたと思われる。<sup>(31)</sup>

このように見てくると、樺太の神社の創建は、江戸後期(1800年前後)の継続的な漁場開拓時代からであり、神社はロシア領時代にも日本人漁民により信仰され、再び日本領になっても、その何社かは引き続き信仰されていたと考えることができるのではないだろうか。

その背景には、江戸時代の漁業者の信仰の深さがあったからである。そして、ロシア領になってからも如何に樺太の漁業が日本人にとって重要な産業であるかを認識し、それを実践していたからでもある。

なお、明治45年(1912)刊行の樺太廳編の『樺太要覧 全』によると、明治38年(1905)に南樺太が日本領になった時には、神社は朽ちて一切残っていなかったとして、「本島ノータヒ露領ニ歸スルヤ、全ク荒廢ニ歸シ、今日ニ於テハ其ノ跡ヲ尋ヌルニ由ナシ」と以下のように記していることも示しておきたい。

## 第十一章 神社及宗教

### 第一節

明治三年樺太開拓使ヲ置キテ、諸般ノ施設ヲナスヤ、移住民亦多少土着ノ思想ヲ起スニ至リ、亞庭灣内ポロアントマリ(大泊榮町)其ノ他ニ祠宇ヲ起シテ、神靈ヲ奉祀セシ者アリシカ如クナルモ、本島ノータヒ露領ニ歸スルヤ、全ク荒廢ニ歸シ、今日ニ於テハ其ノ跡ヲ尋ヌルニ由ナシ、西海岸真岡附近ニ於テモ、邦人ノ手ニ依リ社宇ノ經營サレシモノアリシト見エ、社燈及鳥居ノ石片ヲ發掘シタルモノアルモ、其ノ詳細ニ関シテハ記録ノ據ルヘキモノナシ。<sup>(32)</sup>

これは「樺太廳」という公の組織が見る「神社」であり、漁業関係者は制度的にも樺太庁時代以前には私的にしか祀り信仰できなかつた事実があり、また樺太庁にとっては神仏習合的で俗信仰的な「祠」は無視すべきものであつたかもしれず、また詳しい調査も実施されなかつたかもしれない。

## 7. 人口

日本の日露戦争の勝利によって、樺太が日本領になると、政府は明治39年（1906）民政署本署をコルサコフに移し、大泊、豊原、真岡に支署を置き、大泊栄町、留多加、落合、内路、久春内に出張

表2 年代別人口

年別	戸数	人口		計
		男	女	
明治40年	5,118	12,458	8,011	20,469
大正5年	14,624	37,240	29,040	66,280
大正14年	37,402	108,517	80,519	189,036
昭和9年	61,009	175,194	137,936	313,130
昭和16年	75,117	225,913	180,644	406,557

表3 昭和16年の人口構成

種別	戸数	人口		計
		男	女	
内地人	72,054	211,932	174,126	386,058
朝鮮人	28,883	13,603	6,165	19,768
計	74,937	225,535	180,291	405,826
オロッコ	55	127	160	278
ニフナン	27	49	45	94
キーリン	5	12	12	24
サンダー	4	10	5	15
ヤクーツ	1	1	1	2
計	92	199	226	425
満州国人	1	1		1
波蘭人	21	23	23	46
中華民国人	43	76	38	104
白系露人（舊露国人）	20	69	71	140
独逸人	1	3	2	5
土耳其人	2	7	3	10
計	88	179	127	306
総数	75,117	225,913	180,644	406,557

（『樺太沿革・行政史』331、332頁）

注 出典の人数を合計すると数字が合致しない。オロッコからヤクーツの人数が3人ほど違う。また女総数が出典では男総数と同数225,913となっているが実際は180,644であり、訂正した数字を記載した。

所を置いた。翌年には軍政をやめ民政署を廃止して樺太庁を大泊（コルサコフ）に開庁し、3支庁（コルサコフ支庁（大泊）・ウラジミロフカ支庁（豊原）・マウカ支庁（真岡））を置いたが、明治41年（1908）には樺太庁を大泊から豊原に移転した<sup>(33)</sup>。

また樺太への移民取り扱いのため函館・小樽などに移住者取扱所も置かれた。

樺太庁が調査した人口の推移について見ると、表2の通りである。

樺太が日本領土となったのが明治38年（1905）であり、明治40年（1907）の人口が20,469人であり、昭和16年（1941）の人口386,058人と比べると実に34年間で19倍にふくれあがっている。

また樺太の人口には日本人以外の民族も含まれており、表3の通りである<sup>(34)</sup>。朝鮮は当時日本領土であったので内地人と朝鮮人が日本人として扱われている。それ以外の民族が全体に占める割合は極めて少なく1%にも満たない。

このことから、樺太の神社は、基本的には内地人、圧倒的な人口比率を占める日本人が必然的に対象となった（但し、朝鮮人も祭りに参加し、寄付などもしていたという）。

## 8. 日本領以後の神社創建と神社数

日露戦争での日本の勝利で、再び、明治38年（1905）に南樺太が日本領となった。そして日本人が積極的に樺太に渡り、樺太開発に携わり、一部では以前にあった神社を継承する形で神社施設の充実をはかった可能性が十分にうかがわれ、さらには新たに海岸線を中心とした漁業関係地や内陸の入

植地に神社が創建されていく。樺太庁の正式許可を得ての「神社創立」は明治43年（1910）の3社（樺太神社、豊原神社、真岡神社）をはじめとし、その後、順次増えるが、それに先立つ明治39年（1906）には2社（野田神社、久良志稻荷神社）、明治40年（1907）には3社（舟見神社、二ノ沢神社、蘭泊神社）、明治41年（1908）には2社（豊原神社、留多加八幡神社）、明治42年（1909）には3社（栄浜神社、真岡神社、樫保神社）が創建されている。以上のように日本領になってからの新たな神社創建は1年後の明治39年からである。

明治43年（1910）以降、ある程度の規模の神社を創建する時には樺太庁の正式許可を得て神社を「創立」するが、それ以前に創建された神社はその後正式に樺太庁の創立許可を得る場合もあった。明治39年から42年の創建がそれに当たる。樺太庁では規則による神社創立の必要性を認め、大正10年（1921）1月1日に神社規則（大正9年12月30日樺太庁令第48号）を施行し、大正10年以降は、規則に従って創立の神社行政を進め、神社制度を充実させ社格制度も導入して、終戦に至っている。

また、戦前の神社の数および社名確認数は崇敬社1社を含む128社が、一般的には知られている。<sup>(35)</sup>『樺太の神社』よると、社名は不明ながらも小さな祠も含めると277社の存在が確認された<sup>(36)</sup>とあるが、『樺太の神社』掲載市街地図に記された神社の計上違いなどがあり、2社増えて279社となるようだ。それは、5万分の1の測量地図などの地図で鳥居マークを209確認している（社名判明が113社、社名不明が96社）。また、樺太引揚者が作成した市街地地図や樺太連盟（札幌）に保管されている写真で、44社（社名はすべて判明。市街地地図と写真で確認40社。写真のみで確認詳細不明4社）を確認できる。合計が279社で、社名が判明したのは172社である。表4が、支庁管内別の神社数である。

表4 支庁管内別神社表

	支庁管内	佐藤報告	神社数	名称判明神社			名称不明神社	
				資料位置確認		位置未確認	資料位置確認	
				地図確認	市街図確認		地図確認	市街図確認
1	豊栄支庁	32	41	27	3	6	5	0
2	大泊支庁	41	64	33	5	10	14	2
3	本斗支庁	9	33	9	3	0	18	3
4	真岡支庁	14	42	13	6	2	18	3
5	泊居支庁	18	57	17	9	6	23	2
6	元泊支庁	9	18	6	1	3	8	0
7	敷香支庁	5	24	9	4	1	10	0
	計	128	279	114	31	28	96	10

地図=5万分の1および2万5000分の1 市街地図=引揚者作成など  
 ※『樺太の神社』（北海道神社庁 平成24年）では277社

なお、樺太の神職数は神社数の割には少なく、昭和12年（1937）が37人（雇員含む）であり、応召などもあって昭和20年（1945）が33人程度と減っている。樺太の寺院数は、昭和13年（1938）12月発行の『大日本寺院大鑑 北海道樺太版』（松井国義編）によると、寺院および布教所数は208寺で住職・主任名は200名である。神社数と寺院・布教所数の比較では、神社が279社は確認出来る

ので施設としては神社の方が多く、民の信仰は、神社・祠に祀る神にも大きなものが捧げられたが、そこで奉仕する宗教者数は絶対的に寺院の方が多く、その意味するところは経済的には如何に寺院が大きな勢力であったかを示す証拠でもある。

明治39年（1906）から昭和20年（1945）までの樺太における神社の鎮座・創建を時代別に示すと、表5のようになる。この表の128社は一般的に鎮座地、社名などはある程度明らかで、しかも樺太庁が関与した「神社」で、佐藤弘毅の「戦前の海外神社一覧Ⅰ——樺太・千島・台湾・南洋——」に掲載されている神社である。

表5 樺太の神社の創立（許可）・創建（鎮座）年代

		創立(樺太庁の許可)										創建・鎮座						
明治39年	1906											野田	久良志稲荷				明治39年	2
明治40年	1907											舟見	二ノ沢	蘭泊			明治40年	3
明治41年	1908											豊原	留多加八幡				明治41年	2
明治42年	1909											柴浜	櫻保	真岡			明治42年	3
3 明治43年	1910	樺太 (官幣大社)	豊原	真岡								名好	八幡 (元泊)				明治43年	2
明治44年	1911											樺太	一ノ沢	敷香	三ノ沢		明治44年	4
明治45年	1912																明治45年	
1 大正2年	1913		一ノ沢														大正2年	
1 大正3年	1914		亜庭									真縫	小沼	大山祇	東白浦		大正3年	4
大正4年	1915											落合	貝塚	鶴城	内路	招魂社 (M4)	大正4年	5
大正5年	1916																大正5年	
大正6年	1917																大正6年	
1 大正7年	1918		柴浜														大正7年	
大正8年	1919																大正8年	
2 大正9年	1920		清川														大正9年	
30 大正10年	1921		落合	小沼	追分	大沢	唐松	川上	大山祇	深雪	鈴谷	白川					大正10年	
			下並川	貝塚	雄吹泊	小田井	奥鉢稲荷	荒栗	本斗	麻内	南名好中央	八幡(野田)						
			恵須取	鶴城	名好	泊居	久春内	恵比須	八幡(元泊)	敷香	内路	泊岸						
15 大正11年	1922		西久保	草野	(大谷)八幡	野寒	長浜	遠淵	瀾満	雨龍	富内稲荷	南名好					大正11年	
			蘭泊	小能登呂	牛毛	萌菱	安別											
11 大正12年	1923		北辰	樺太出雲	女麗	内幌	内幌・気主別社	西ノ宮	野田	元沢	三ノ沢					大正12年		
			富岡															
1 大正13年	1924		並川														大正13年	
4 大正14年	1925		東白浦	山下竹駒	姉苗三吉	知取											大正14年	
4 大正15年	1926		留多加八幡	八幡(女麗)	稲荷(知取)	北遠古丹											大正15年	
4 昭和2年	1927		二ノ沢	下追手	宝沢								(三吉・崇敬社)				昭和2年	1
5 昭和3年	1928		古牧	楽磨	珍内	散江	幌内保										昭和3年	
5 昭和4年	1929		内瀧	川口金刀比羅	多蘭内	大禮	阿幸										昭和4年	
7 昭和5年	1930		奥川上	山中	小谷	小里八幡	大豊	久良志稲荷	江ノ浦								昭和5年	
9 昭和6年	1931		岡山	小原社	平野	皆岸	上善美内稲荷	南遠古丹	大國	追手	智来						昭和6年	
1 昭和7年	1932		真縫														昭和7年	
4 昭和8年	1933		川北	浜路	櫻保	帆寄稲荷											昭和8年	
3 昭和9年	1934		新場	瑞穂妙見	北沢八幡												昭和9年	
1 昭和10年	1935		樺太護國														昭和10年	
1 昭和11年	1936		大正														昭和11年	
8 昭和12年	1937		小田寒	遠淵沢	札塔	利良	広地	二股	逢坂	名寄							昭和12年	
2 昭和13年	1938		知志谷														昭和13年	
				八幡 (馬群澤)														
昭和14年	1939																昭和14年	
昭和15年	1940																昭和15年	
昭和16年	1941																昭和16年	
昭和17年	1942																昭和17年	
昭和18年	1943																昭和18年	
昭和19年	1944																昭和19年	
昭和20年	1945																昭和20年	
2 昭和10年以降			胡蝶別	中里													昭和10年以降	
3 不明			恵須取八幡	塔路	上敷香												不明	

⑧ (三吉神社含む)

※創立欄のみ記載の多くは創立と創建がほぼ同時。

創立・創建不明神社3社  
昭和10年以降創立神社2社

大正10年1月1日(樺太)神社規則施行  
(大正9年12月30日樺太總令第48号)

※それ以前の神社創立は樺太庁の許可を得ていた。

久良志神社(標杭)

蘭泊神社(ロシア領時代の漁師の信仰を継承し、移転造営)

名好神社(樺太・神宮遷拜所)



権太仏教については、自由な開教活動がなされており、大正元年（1912）に至って、寺院創立の許可に関する内規が纏められていたようだ。その後、布教師や寺院の急増に伴い寺院行政の制度化の必要性が出てきたため、神社と同様に寺院規則（権太庁令第49号 大正10年1月1日施行）を定めた。また同じく宗教、すなわち神道（教派神道）・仏道・基督教のために「布教規則」（権太庁令第50号 大正10年1月1日施行）が設けられた。このように神社、寺院、宗教の創立は許可制であり、権太における宗教行政は、神社規則、寺院規則、布教規則の3規則の制定で確立した。

この3規則施行をもって、布教活動が権太庁の許可制で厳しい管理体制下でおこなわれたともするが、ロシア人やポーランド人が教会で祈りを捧げることができた戦前の権太の宗教環境があったことも事実である。

なお、権太の寺院数は、『大日本寺院大鑑 北海道権太班』（松井国義編 昭和13年2月発行）によると、表6の通り、<sup>(37)</sup>208寺である。

表6 権太の寺院一覧

宗派別寺院数		寺院数	布教所数	合計
真言宗	古義真言宗	3	8	11
	醍醐派（古義真言宗に属する）		4	4
	新義真言宗・智山派	3	2	5
	新義真言宗・豊山派	1	4	5
浄土宗	浄土宗鎮西派	12	17	29
曹洞宗	曹洞宗	24	34	58
真宗	浄土真宗本願寺派	14	19	33
	真宗大谷派	20	25	45
	興正派		1	1
	木辺派	1	2	3
日蓮宗	日蓮宗	8	6	14
合計		86	122	208

## 9. 祭神の特色

神社に祀られている祭神によって民の心、国家の意思が判るともいわれる。国家の意思を反映した神社であれば、海外神社の場合、開拓三神、天照大神、明治天皇などがあたるのだろう。但し、天照大神は、出自を異にする人々の和合の紐帯として祀るという考えもあるということを主張しておきたい。出身地が異なる人々が加わった北海道開拓で、地域・職業的繁栄のために特定の祭神を求める一方、統一の象徴として天照大神を祀った。その統一の象徴となり得た天照大神は、全国に点在した神領やお蔭参りの流布が根底にあって、明治以降の神祇行政の中で伊勢の神宮が名実ともに特別な地位を与えられ、その結果、民が伊勢の神宮の信仰を違和感なく受け入れることができたのである。<sup>(38)</sup>

このことを踏まえ、権太における各社に祀られた祭神について述べることにする。権太で確認出来る<sup>(39)</sup>279社で、祭神が判るのは124社で、以下のようなになる。

天照大神 41社、譽田別尊 25社（八幡大神、応神天皇を含む）、大国主命 20社、大己貴命 17社、少彦名命 18社、事代主命 15社、倉稻魂命 14社（宇迦之御魂神 3社を含む）、大国魂命 13社、豊受大神（豊受稻荷大神 2社を含む）10社、稻荷大神 10社、明治天皇 6社、綿津見神 6社、金刀比羅大神 5社、大物主神 5社、御食津神 5社、猿田彦命 4社、大宮能売命 4社、市杵島姫命 4社（巖島の神三柱の内の一柱）、三吉大神 4社（秋田県太平山三吉神社祭神）、天御中主神 3社、大市比売神 3社、西久保豊一郎命 3社、素盞鳴尊 3社、大山祇神 2社、神武天皇 2社、船

魂神 2 社、月読命 2 社、足仲彦尊 2 社（仲哀天皇）、気長足姫命 2 社、海住神 2 社、天狭霧神 1 社、住吉大神 1 社、大麻比古命 1 社（徳島県大麻比古神社祭神）、産土大神 1 社、渡邊菊太郎命 1 社、昭憲皇太后 1 社、聖徳太子 1 社、神功皇后 1 社、比伊大神 1 社、秋葉大神 1 社（火迦具土之神）、春日大神 1 社、豊国大神 1 社（豊臣秀吉）、保食神 1 社、東伏見宮親王 1 社、ほかに樺太の英霊を祀る神社が 3 社

これを見ると、天照大神を祭神とした神社が 41 社と一番多く、八幡大神が 25 社、稻荷大神系（宇迦之御魂神、倉稻魂命との表記を含む）が 24 社である。祭神の構成および比率は北海道に類似している。北海道の「集落小祠」（祭神が判明しているのは 1,925 社中、1,376 社）と「神社本庁包括化の神社」（昭和 36 年で 543 社）のそれぞれ多い祭神と神社数を示すと、表 7 のようになる。<sup>(40)</sup>

北海道の延長線上にあって明治政府の政策で開発された樺太に鎮座した神社の中に、開拓三神を祀

表 7 「集落小祠」と「神社本庁包括下の神社」の多い祭神と神社数

	集落小祠の神社数	本庁包括下の神社数
天照大神	546 社 (39.7%)	214 社 (39.4%)
大山祇命（山ノ神）	114 社 (8.3%)	49 社 (9.0%)
大物主命・金比羅神（金刀比羅神社）	101 社 (7.3%)	20 社 (3.7%)
誉田別命（八幡神社）	96 社 (7.0%)	79 社 (14.5%)
大国主神（土地ノ神）	80 社 (5.8%)	49 社 (9.0%)
倉稻魂命（稻荷神社）	64 社 (4.7%)	80 社 (14.7%)
大己貴命（大那牟遲神含む開拓神）	51 社 (3.7%)	68 社 (12.5%)
保食神（稻荷神社）	44 社 (3.2%)	71 社 (13.0%)
豊受姫神（稻荷神社）	33 社 (2.4%)	48 社 (8.8%)
天御中主神	33 社 (2.4%)	12 社 (2.2%)
大国魂命（開拓神）	30 社 (2.2%)	44 社 (8.1%)
市杵島姫命（厳島神社）	27 社 (2.0%)	34 社 (6.3%)
事代主命（エビス神）	19 社 (1.4%)	34 社 (6.3%)
スサノオ命	17 社 (1.2%)	15 社 (2.8%)

る神社も創建された。官幣大社樺太神社、県社落合神社である。当然、開拓三神は台湾などにも積極的に祀られた。

一方、所謂開拓三神といわれる大国魂神、大己貴神、少彦名神の三柱の神を祀る樺太の神社は 13 社である。開拓に関係する、又は国土発展産業振興を祈る神を祀る神社は以下の通りである。<sup>(41)</sup>

大国主大神、大物主大神、大己貴命の何れかを祀る神社 42 社

倉稻魂命、稻荷大神、豊

受大神、御食津神、保食神の何れかを祀る神社 40 社

大己貴命と少彦名命の 2 神を祀る神社 17 社

大国魂神、大己貴命、少彦名神の 3 神を祀る神社 13 社

大国主大神、少彦名神の 2 神を祀る神社 13 社

海外神社の祭神の特徴として、例えば、「旧朝鮮の神社跡地調査とその検討——全羅南道、和順郡を中心に——」は朝鮮の神社について、

朝鮮に建てられた「神社」の祭神で最も多いのは天照大神（69 社）であり、ついで、明治天皇（18 社）、国魂大神（18 社）がこれに次ぐ。また、複数の祭神を持つ場合の組合せとして最も

多いのは天照大神・国魂大神の組合せが18社と最も多く、天照大神・明治天皇の組合せが16社と続く。いずれにしても朝鮮の神社は天照大神、明治天皇、国魂大神の3神を中心としたもので<sup>(42)</sup>ある。

と、述べている。朝鮮の神社の祭神は、「天照大神、明治天皇、国魂大神の3神を中心」としており、樺太や北海道との違いが浮き彫りになる。樺太で神社を創建する民は、多彩な神々に祈りを捧げたことが特徴であり、海外神社の地域、歴史によって大きな相違があることが理解できよう。

## 10. 戦時体制下の樺太

樺太も戦時体制下において、昭和16年(1941)3月14日には樺太国民奉公会が発足し、会長には樺太庁長官が就任、下部組織として各支庁に支部が置かれ、その下に市町村国民奉公会が設けられるなど、緊張が高まっていった。国民奉公会は、銃後後援事業の強化徹底や社会生活様式の改善を目的としており、第一は日本精神の昂揚であり、そのためには①職場の神棚設置奨励、②各会合での勅語詔書奉読の励行化、③祝祭日等の神社参拝の励行、④社前通行の際礼拝の励行、⑤御真影奉安殿前通行の際礼拝の励行——を実践項目に掲げ、神社参拝励行、職場の神棚設置奨励も含まれていた。

昭和17年(1942)11月1日には樺太庁を管轄していた拓務省が廃止され、大東亜省が新設され、樺太は内務省所管となり、昭和18年(1943)4月1日には内地編入された。なお、樺太領有後、移住者によって各地に地域社会が形成されていく。それは、部落民会、町民会とも呼ばれ、総代や評議員が選ばれ、公共の事務も取り扱っていた。例えば豊原町民会則の第5条11項に、「神社ノ維持ニ関スル事」(『樺太沿革・行政史』)というのがあり、町内会にとって神社の維持は住民安寧のために重要事項であったことが判る。

また、樺太庁官制(昭和18年3月27日勅令第196号、順次改正があって最終的には昭和20年8月4日改正)によると、祭務官補(専任1人、判任、昭和19年追加)が置かれ、内政部の事務事項に、「一、神社ニ関スル事項」「三、宗教ニ関スル事項」があり、その神社・宗教に関する事務は樺太庁内政部が担当、実際は教学課(以前は学務課、その後に学務兵事課と変わり、昭和19年に教学課が新設)<sup>(43)</sup>が当たった。

## 11. 御霊代の奉遷

昭和20年(1945)8月10日は亜庭神社の例祭日である。この年の例祭はソ連軍が条約を破棄し樺太を攻撃した9日の翌日ということもあって、午前中に神職のみで奉仕した。8月16日、樺太神社では終戦奉告祭が斎行された。同日正午、大津樺太庁長官が全島民に「終戦詔書を拝承して」と題して放送し、住民の心構えについても話している。また、樺太官公署の重要機密書類処理焼却方指令が出された。そのため樺太の神社に関する日本語資料は樺太には残されていない。この指令に基づき、落合神社でも指示により重要書類を焼却している。

樺太庁は、御霊代の安全な奉護のため8月17日、警察電話で各神社の御霊代は至急豊原市の樺太

神社（県社の御霊代）および豊原神社（無格社の御霊代）に奉遷するよう通達したが、通信網の混乱もあって連絡は十分ではなかった。豊原に次ぐ町である大泊の県社亜庭神社にも連絡は届いていない。

しかし奉遷の連絡を受けた落合神社、本斗神社、内路神社などは18日に豊原神社へ奉遷している（県社落合神社の御霊代が豊原神社に奉遷されたのは、落合神社社司小野文六が豊原神社の社掌を兼務していたことが理由だろう）。県社恵須取神社社司高野進は20日早朝に、雨の中、樺太神社に奉遷、同じく県社敷香神社も社司小深田文雄によって奉遷された。

一方、18日には樺太庁教学課において教学課長岡武夫、祭務官補中島常雄、樺太神社宮司大島乙丸、亜庭神社社司山田信義（急遽出頭）が今後の対処の仕方について協議しているところに、北海道長官より御霊代の奉遷について入電があった。それは、樺太神社は札幌神社（現・北海道神宮）に、その他の神社は札幌神社境内に奉斎するというものである。話し合いの結果、23日の樺太神社例祭後、県社は1座に、その他の神社も1座にそれぞれ合霊し、同日中に大島乙丸と山田信義が札幌神社に遷御するということになった。また大泊から出航のため亜庭神社氏子管内10ヶ町村の神社は亜庭神社に奉遷し1座に合霊する<sup>(44)</sup>というものだった。

しかし、ソ連軍は樺太の中心地である豊原にも侵攻する勢いであり、18日の決定通りには進まなかった。樺太神社の最後の例祭を急遽3日繰り上げて20日午前に斎行する運びとなったのである。19日宵宮祭、20日例祭で、神賑行事は中止というものである。最後の例祭斎行予定を、「樺太新聞」は8月20日（月）付2面トップ4段見出しで次のように伝えている。

#### 限りなき悲憤で誓ふ祖國復興 けふ最後の樺太神社例大祭

樺太神社最後の例大祭は三日間繰上げられ十九日の宵宮祭に引續きけふ午前七時から厳肅に執り行はれる樺太神社は皇土樺太の總鎮守として豊原市旭丘に鎮座してよりこゝに卅六年想ふだになき悲憤の裡に最後の例大祭を迎へ奉つたのである、いま州民の胸中には限りなき悲憤から皇國再建再興の大業完遂を固く誓つた、われわれは謹んで樺太神社の大前に祖國復興を誓ひ奉り再びこの地を踏まんことを固く期し最後の例大祭を迎へて袂別しなければならぬ、なほ例大祭と併せて聖旨奉戴の奉告祭が行はれるから官民總拜祖國再建への誓ひを固めよう

この最後の例祭は斎行された。そして緊急疎開が22日中止（実際は23日が最後）となり、御霊代の札幌奉遷は不可能となったのである。

また22日には豊原が空襲され、市民は逃げ惑い、一部の市民は樺太神社や豊原公園に向かって逃げた。23日深夜には先遣隊が豊原に「進駐」し、翌24日にはアリモフ少将が「入城」した。そしてソ連軍による市民への被害が続出した。

このような混乱の中で、豊原にある県社豊原神社では、最後の祭典「聖奉戴退州奉告祭」を8月23日に斎行すると8月21日（火）付の「樺太新聞」は報じ、最後の祭典のため多数の市民の参列を次のように呼びかけた。

#### お別れの祭典 豊原神社が廿三日執り行ふ

退州する市民よ、鎮守の社に額いてお別れ申上げやう、豊原神社は廿三日午前疎開する人々と

のために聖奉戴退州奉告祭を執行するが同神社としてはこれが最後の祭典であり出来るだけ多数市民の参拜を望んでゐる

この祭典が混乱と緊急事態の中であって、報道の通り斎行されたかは確認出来ていないが、何らかの形でおこなわれたことであろう。

## 12. ソ連占領下での祭神の焼納・祭祀の継続・引揚

8月24日に豊原に正式入城したソ連軍は、ただちに軍政を公布して、軍政がはじまった。次々に命令が出される。大泊支庁管内の遠淵村では、26日に遠淵村警務司令官によって8項目の軍令が出された。その4項目に、「四、礼拝堂、寺院、教会における礼拝式は制限なしにこれを行なうことなり」(『樺太終戦史』樺太終戦史刊行会編)とあり、これまで通り祭祀の継続が可能であることが示された。このような軍令は各地に侵攻したソ連軍によって発令されたものと推測される。

また27日には、在樺太ソ連軍最高指揮官が、①住人に生産事業の遂行、②職場復帰や原料燃料の確保、③労働賃金の確保、④配給所の継続——などを命ずる指令を出している。日本人に対する昭和21年(1946)6月現在の配給基準は、成年男女(60歳まで)1日330グラムで、教授、芸術家、ジャーナリスト、技術者には頭脳労働特配があり、後に基準の切り下げもあった(『樺太終戦史』)。そのことは、宗教者の証言とともにロシア語の資料でも裏付けられるものであり、宗教者は一般労働者より優遇され、教授、医師、通訳、芸術家などともに若干優遇された。受給には職業証明書が必要であり、宗教家は一日米600グラム、砂糖300グラムであった。<sup>(45)</sup>

なお、神社への特別配給もあった。ロシア語の資料に豊原の4社の儀式に特別配給をするという文書(民政局指令)があるが、それは次のようなものである。

ユジノサハリンスク州民政局の指令 1946年12月7日 No.547

ユジノサハリンスク市州商務部長のヤコブレブに対し、4つの神社へ神社毎に儀式に必要な米20キログラム、酒30リットル、砂糖2キログラムを配給することを指示する。

食料品の配給は、宗教問題委員会全権委員の許可によって実施される。

ユジノサハリンスク州民政局長クリューコフ<sup>(46)</sup>

4社とは別のロシア語資料で確認出来、樺太神社、樺太護国神社、豊原神社、北辰神社である。この資料の日付は昭和21年12月7日であり、引揚直前である。歳旦祭などへの提供だったのだろうか。

このように矢継ぎ早に軍令が出され、かつ軍政が具体化されたが、一方では軍律の乱れもあって市民や施設の被害が続出することによって、8月22日以降、樺太庁は神社への暴行不敬を憚り、樺太神社をはじめ各神社御霊代の処分を指示したようだ。

樺太神社などの御霊代は、樺太護国神社境内で、樺太庁教学課長岡武夫、中島常雄祭務官補が立ち会って、9月3日夜に霊代焼納祭を斎行している。豊原神社に奉遷された各神社の御霊代もが焼納された。

焼納後も、何社かでは祭祀は続けられた。樺太神社では社殿に幣束神籬を立てての祭祀であり、落合神社ではソ連軍の祭祀継続の指示もあって破壊された神殿に代わって社務所に祭壇を設け幣束神籬を立てて、毎月の月次祭などの祭祀を継続した。

亜庭神社は社殿の新築工事中で、新しい本殿は完成し拝殿の棟上げも終わり、これから最終工事を進める段階になっていたために備品をはじめ数多くの物品が準備されていた。その多くは掠奪されたりしたが、他の神社と違って昭和21年12月の引揚命令まで御霊代の焼納はおこなうことなく、厳しい環境ではあったが祭祀が続けられたのは、希有というべきであろう。

9月、亜庭神社社司山田信義は大泊地方民政署より反ソ的な行為がない限り神社は従前通り祭典を執行し、住民の参拝は差し支えないとの指示を受けている。そして、恒例の祭典は職員のみで齋行<sup>(47)</sup>している。

ソ連軍は軍政を敷き、統治の円滑化のために数々の命令、布告を出したが、9月7日には南樺太民政局を設置して樺太経営の本格的な活動をはじめ、樺太経営の基礎資料となる各種調査が9月下旬からおこなわれている。そして地方機関として、豊原、大泊、留多加、落合、泊居、真岡、本斗、恵須取、名好、敷香、知取の11ヶ所に民政署を置き、それぞれの管内の市町村役場を統括し、地方行政に当たった。地方においてはソ連人村長が着任、運営が円滑になるにつれて日本人役人は降格、解職されていった。昭和21年3月までにはソ連が全官公署の実権を握り、夏ごろまでにはほとんどの日本人役人は解職追放された。

またクリューコフ局長は、人口調査、消防施設の現況報告をはじめ多くの行政命令を次々に出し、その一つに「学校は直ちに開校せよ。修身、地理、歴史、武道は禁ずる」というものがあり、天皇に関する天長節などの一部宗教行事は禁止された。

また、日本人に対する政治工作もおこなわれた。樺太で唯一の日刊紙であった「樺太新聞」は、8月29日付をもって廃止され、日本人向け日本語新聞「新生命」(ノービー・ジーズニ)とソ連軍機関紙「テレオーガ」の発行を発表し、主幹には日本人が任命された。「新生命」は1面がソ連の情報で、2面は樺太の記事、特にソ連のイデオロギーを推奨する関連記事が多く掲載され、新聞は政治工作の側面を持たされた。「新生命」に、日本人知識人で天皇制批判論文を投稿する者もいた。日常生活での政治工作、思想教育は、シベリア抑留者のそれとは大きく違い、革命記念日(11月7日)などの祝祭日には劇場や将校クラブなどに日本人を集め、帝国主義を批判したあと、音楽や劇団のアトラクションを楽しませるといったものだった。ソ連軍の民政移管が順調に進むと、本格的な日本人指導者の拘束・追放がはじまった。樺太庁の大津長官が昭和20年12月30日に逮捕され、それを皮切りに樺太地方裁判所長、判事、検事などの司法関係者、指導的立場のある大物人物が逮捕されだした。武力と懐柔の二面作戦の用意周到な計画で進められたのである。

逮捕追放の主だった者は、大政翼賛会幹部、国民義勇隊幹部、行政官公署幹部、教育関係者、司法関係者、産業関係者などにおよんだが、宗教関係者は含まれなかった。

11月23日は新嘗祭の祭日である。樺太神社では新嘗祭が齋行され、同じく大津樺太庁長官が幣帛使供進使として参向、ソ連軍の関係者が数名参列している。

年が明けた昭和21年元旦には樺太神社で歳旦祭が齋行され、ソ連当局数名が参列している。豊原郡川上村大字三井字川上炭山川上にある大山祇神社でも歳旦祭をはじめ厄除や安産祈願祭が齋行され

たようである（『樺太終戦秘話 神社家族』には川上神社とあるが、大山祇神社と思われる）。樺太神社（樺太護国神社を含む）、豊原神社、北辰神社、亜庭神社、落合神社、真岡神社など戦後も神職が在住した神社では正月の行事が斎行されたことであろう。

昭和21年4月になると、亜庭神社ではソ連漁業庁と日本側漁業会との合同で豊漁祈願祭が斎行された。6月16日の豊原神社、7月24日の落合神社でもそれぞれ例祭が斎行された。落合神社の例祭では、軍政から民政署長に代わったソ連人郡長、市長も参列、玉串奉奠して拝礼するなど、厳粛に斎行されている。

8月10日には亜庭神社例祭を斎行し、日本人をはじめ朝鮮人も挙って協賛し、ソ連民政官も参列し直会にも参加している。なお、昭和21年1月から3月までの3ヶ月間、民政署より神社経費として1ヶ月1,700ルーブルの支給もあった。

樺太残留神職のほとんどが昭和21年10月23日までにそれぞれの神社を離れ、年末には真岡に移り、昭和22年1月3日に真岡から第2次引揚で引き揚げているようだ。ロシア語資料によると、樺太神社は昭和21年6月、または7月には参拝者がなく活動を停止したとあるが、その活動停止とは、神職が社務所などで継続していた祭祀ではなく、普通に市民が参列するなど一般に周知されていた祭典の中止を意味しているのか不明だが、神職の意識では祭祀は何らかの形で引揚直前の昭和22年2月まで斎行していたことが確認出来る。

同時に寺院や教会でも活動がおこなわれていた。<sup>(48)</sup>例えば、豊原の曹洞宗寺院である景德寺で昭和22年の新年祈禱を斎行するとして、『新生命』（1947年1月9日付）に次のような2段囲み広告が出されている。

豊川稻荷例祭祈禱

來ル一月十日正午

大般若祈禱執行

センタカヤマ□街（西一条□三丁目）

景德寺（禪寺）

また、北辰神社では鎮火祭（1月15日）を、豊原神社では新年祈禱（1月20日）を斎行するとして、広告が掲載されている（『新生命』1947年1月14日付 2段広告）。

一、一月十五日午前十一時

鎮火災 北辰神社

二、一月二十日午前十一時

新年祈禱祭 豊原神社

右之通り祭典執行可仕候間市民各位多數参拝相成度

ユジノサハリンスク市ポロトナヤ街一二

（西六條南一丁目）

代表 後藤真澄

市民各位

前述のように残留神職の多くは第2次引揚対象となった。昭和21年12月中旬から下旬に引揚命令が出て年末に真岡に集合、10日余り酷寒の收容所（校舎）で生活し、昭和22年1月3日真岡を出航し、4日から6日の間に函館に入港、検疫期間を経て、税関検査を受け、懐かしの本土に上陸した。終戦時34人いた神職のうち第2次引揚では20人程度と推測できる（ロシア語資料には1947年1月1日現在、17社が活動中、神職8人とある。「1947年5月7日現在」の「統計表 サハリン州における宗教活動家についての情報」によると、カトリック、仏教、天理教、福音派バプテストの宗教家の数が記載されているが、神社については記載されていない）。

僧侶の帰還は神職より遅れたようだ。ソ連軍は日本的な要素を排除する意識が強く、宗教者としての神職は戦争指導者としての範疇に入らないものの、彼らのいう日本帝国主義、超国家主義の考えの人間は共産党政権下の樺太にとっては占領行政と赤化を進めるためには弊害になっても有効活用できる必要な人材ではないと判断した可能性は高く、そのためにいち早く帰還させられた可能性は否定できない。

引揚で各界の代表者は、スターリンとソ連軍政への賛美、さらに帰国後の日本でソ連のいう日本の「民主主義化」のために尽くすことを表明する数多くのメッセージを表明している。例えば、次のようなものである。

「知識人代表」が「スターリン大元帥への感謝文」を捧呈

（中略）

1946年12月23日

第二次歸國日本知識人代表<sup>(51)</sup>

樺太残留日本人への赤化教育は、シベリア抑留日本人へのそれと比べると、それほど強烈なものではなかった。しかし、「新生命」では共産党の宣伝がおこなわれ、それに追従する日本人も少なくはなかったが、引揚の際にはスターリン及び共産党の賛美を、「新生命」という日本語新聞を通じて各界の代表をはじめ一般人が表明させられた。

樺太からの引揚は、昭和21年12月から昭和24年6月7月の5次に互りおこなわれた。樺太、千島地区の引揚対象数は372,016人とされ、実際の引揚者は292,590人（樺太引揚者263,875人）で、なお約2,300人が残留されていると推測されている（米ソ関係と朝鮮半島の2国の独立、ソ連の労働力の確保などの理由で、悲痛ながら朝鮮人は引揚対象外となった）。

### 13. 終わりに

ソ連は樺太占領政策遂行のため反ソ活動をしない範囲で宗教活動容認を標榜した。

神祇行政の統一と神社の維持尊厳を守るため大正10年（1921）に神社規則が施行され、神社創立の基準を定めた。これによって神社のこれまでの祭祀の形態が変わった訳でもなく、それまでと同じ



く地域の守り神として存続した。神社の維持管理と祭祀が継続的におこなわれることは、神祇行政より大事なことである。

江戸時代後期から弁天社を中心に祠が建立された。日露雑居時代を通じて信仰は継続された。明治8年（1875）から明治38年（1905）のロシア領時代の中頃までは祠の存在が確認されている。そして、日露戦争の日本勝利で南樺太が日本領となると、日本人移民の進出が本格化し神社も創建された。樺太では絶対的に日本人の比率が高く、信仰の対象は内地人であったので、他の「狭義の海外神社」とは違う歴史経過を持つ。ソ連軍侵攻から日本人の第2次引揚の昭和22年1月までの1年5ヶ月の間、祭祀活動、宗教活動が制限を受けながらも継続したのは、他の地域と違う特徴である。

樺太庁の神祇行政に組み込まれた神社を中心に、神祇行政に組み込まれず地域で守り続けた神社を含めて少なくとも279社は、規模の大小、社格の有無はあっても樺太に住む民の社であった。

しかし、国家の意思で明治43年（1910）に創立され翌44年に8月22日に鎮座した官幣大社樺太神社は官の社ではあったが、民の社の性格を兼ね備えていた神社である。

また寺院数、僧侶数などの比較からも判るように、実質的には神社より寺院の勢力の方が絶大で、人々への影響力は強かったのも現実であり、事実である。

日本の敗戦とともに神社も廃絶した。日本人の関わりとともに神社は創建され、日本人が去ることで廃絶したのであった。

## 併せて北方領土の神社について

### 北方領土・千島の歴史

千島列島は、一般的にカムチャツカ半島の千島海峡から根室海峡に連なる島々を指し、所謂、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島も含まれるが、領土問題が未解決のため日本政府は北方領土を除く島々を千島列島として表記している。神社は日本領土であった千島列島にもあったので、千島の神社も含めて本論では「北方領土の神社」と称することにする。

北方領土周辺の水域は親潮（千島海流）と黒潮（日本海流）が交錯しているため、水産物が極めて豊富で、古くから世界二大漁場の一つに数えられている。したがって戦前同水域ではわが国の水産業が盛んであった。主な水産物は、昆布、鮭、鱒、たら、たらばがに、なまこで、国後島、択捉島では、林業、魚類（鮭、鱒）の孵化事業、鉱業（硫黄、金、銀）が、また国後島では畜産業（馬）なども戦前おこなわれていた。

16世紀以降には北部・中部千島、南千島にアイヌが居住しており、嘉永12年（1635）には松前藩が北海道全島および千島、樺太を含む蝦夷地方を調査し、国後、択捉等地図を作成している。松前藩が正保元年（1644）幕府に提出した「正保御国絵図」には北方領土の39の島々が描かれており、正徳元年（1711）にはロシアと日本と交易をおこない、正徳5年（1715）には松前藩は幕府への上申書で「北海道本島、千島列島、カムチャツカ、樺太」を統治していると報告している。宝暦4年（1754）には松前藩が国後島に「場所」開設し、天明6年（1786）には最上徳内が幕府の命により国後、択捉島調査、安永7年（1778）にはロシアの商人が根室半島ノッカマップに渡来し松前藩士に交易を申し出ている。寛政元年（1789）にはアイヌが蜂起（クナシリ・メナシの戦い）している。寛政

4年（1792）にはロシアの第1回遣日使節ラクスマンが根室に来航、漂流民大黒屋光太夫を伴い日本に通好を要求している。寛政10年（1798）には近藤重蔵、最上徳内らが択捉島に渡り「大日本恵登呂府」の標柱を建立した。寛政11年（1799）には東蝦夷地を幕府の仮直轄地とし、高田屋嘉兵衛が国後・択捉島間に航路開設している。寛政12年（1800）には択捉島に郷村制を敷き、17ヶ所の漁場を開き幕吏が常駐するようにもなっている。文化4年（1807）には第2回遣日使節レザノフの長崎での交渉失敗への報復としてフヴォストフらが択捉島<sup>シヤナ</sup>紗那を襲い、会所・南部陣屋・津軽陣屋・日光社・稻荷社・弁天社に放火、掠奪をほしいままにした。文化8年（1811）にはゴローニンを国後島で捕縛したが、その報復で高田屋嘉兵衛が捕縛され、カムチャツカに連行されている。文化10年（1813）にはリコルドと高田屋嘉兵衛の尽力でゴローニンが釈放され、安政元年（1855）12月には日露和親条約（日露通好条約、下田条約）が結ばれ、択捉島と得撫島の間が日露国境となった。明治に入り、明治8年（1875）には千島樺太交換条約で全千島が日本領土となり（樺太全島がロシア領）、その後は、歯舞諸島・色丹島・国後島・択捉島までは日本人移民の入植が相次ぎ、行政組織や官庁も整備され、明治17年（1884）には北千島居住のアイヌ97人を色丹島に移住させ、占守島から得撫島まで無人状態となった。日露戦争での日本勝利で、明治38年5月（1905）には南樺太が日本領となった。

昭和20年（1945）8月16日にはソ連軍がカムチャツカ方面から行動を開始し、その後、占守島、択捉島、国後島、歯舞群島に上陸し、9月5日までにはすべて島に上陸占領し、北海道との連絡も途絶し、脱出した人も少なくなかった。昭和21年（1946）2月2日にはソ連は「南サハリン州の設置に関するソ連邦最高会議幹部会令」で北方四島を強制的に編入、日本人の日本本土への強制引揚は昭和22年（1947）から昭和24年（1949）までおこなわれた。昭和26年（1951）にサンフランシスコ平和条約を調印（ソ連未調印）し、日本は北方領土を除く千島列島と南樺太を放棄した。<sup>(52)</sup>

## 史料に見る北方領土の神社

史料に見る北方領土の神社の初出は、文化3年（1806）の山崎半蔵の東蝦夷紀行文である『東蝦夷地紀行』である。

エトロフ、シヤナ、大会所也、(中略)

当寅年（文化三年）、登の節見しに、日光の三社を安置せし御堂ハ大荘也、額は金にて大文字に恵登呂府嶋懸鎮守三社大権現、藤本氏の書也、去年八月九日、夜宮、翌日、神楽、御役人方不残被相揃、仮屋を建、諸工人、其外御雇之者とも悉く出、御両家詰合役人并足軽共被召招、拝礼相終て、会所詰諸工人体の軽き者共色々御仕入の衣類等にて柴居（芝居）又は相撲あり、御役人も自身女舞方等、雑技等有之、色々有、当春も祭る又如斯<sup>(53)</sup>

ここに記載されてある択捉島<sup>紗那</sup>シヤナの日光の三社は、「大荘」であり、前年の文化2年（1805）8月9日は夜宮、翌10日は神楽が奉納され、芝居や相撲もあり、さらには雑枝（曲芸）もあるなど賑やかな祭り風景だったことが記され、文化3年（1806）の春の祭り同様だったとある。山崎半蔵の同紀行の別記録である『宗谷詰合 半蔵日誌三』にも日光三社の記述がある。

○同エト江オフノシャナへ新宮御創建アリシニ日光三社ノ御神躰御神器トモ得冥加ニ協ヘリ  
トテ押戴キ大切ニ持居レリ其上御会所へ入り御紋形色々ノ御幕御武器品々手ニ入り此上モナキ土  
産ナリト悦フコト限リナシ<sup>(54)</sup>

そして、ロシアから日本へ派遣された外交使節レザノフが交渉決裂の報復として部下のフヴォストフに命じて樺太、択捉島、利尻島など日本側の北方の拠点を攻撃させた文化露寇は、文化3年(1806)と文化4年(1807)4月(択捉島)、5月(樺太、利尻)に起こっている。

文化4年4月、フヴォストフは択捉島各地を攻撃、5月1日にはシャナを襲撃、この時に、日光の三社(日光大権現社、稻荷明神、弁天社)が焼き払われた。雇医師新楽閑叟のエトロフ事件に関する聞取書でもある「閑叟記」には、次のように記されている。

#### ○閑叟記

(シャナ) 明ル<sup>筆者追記</sup>(五月) 朔日もきのふのことく、しきりに船に大筒を放ちしか、もはや人壱人もなき事なれば、追々赤人共陸へ上り、其日より二日迄蔵々の諸色、会所の諸道具何といふ事なく奪取、不残へ火をかけ、一字も不残焼払、日光大権現の社<sup>大社</sup>、稻荷神明、弁才天の社も火をかけし也。三十町程脇に讃岐の金毘羅を移し勧請し、造立ハ兵庫の高田屋嘉兵衛なりし、是も焼<sup>(55)</sup>払ふ。

また、南部藩の砲術師である大村治五平もフヴォストフの襲撃に遭遇したが、その記録『私残記』には、シャナには「金毘羅、弁天、神明堂」があったことが記載されている。

シャナ 金毘羅 弁天 神明堂<sup>(56)</sup>

先の『閑叟記』記載の社名と違うが、それぞれ違う神社だったのか、混同があるのは現時点では不明だ。

蝦夷地特に択捉島の風俗、産物などを考証した『耳能端之記』に、フヴォストフの襲撃2年後の文化6年(1809)、「東照宮」が再建され、アイヌが太鼓を打つなどして神を祀ったことが、次のように記されている。

#### エトロフ 月多六福建東照宮ノ説

文化六年「エトロフ」島ニ於テ公儀衆台命ヲ受テ東照宮ヲ祭ル其宮三間許リ此年ノ閏六月十三日ノ頃也月多六福ノ番人<sup>此通</sup>寅吉南部正都川ノ人也上帯刀ヲ免シテ東照宮ノ祭司タラシム先ツ麻上下ヲ着シ東照宮ノ守札ヲ捧ケ神幣殿ニ昇ル此時蝦夷ノ子等ヲメ太鼓ヲ撃テ神ヲ祭ラシム。<sup>(57)</sup>

一方、戦前に撮影され国後島の泊神社の石鳥居の前で撮影された記念写真が残されている。鳥居は元々、元泊神社に奉納されたもので、大正3年(1914)の合祀後の大正6年(1917)に泊神社に移築された。鳥居には社殿に向かって左の柱に「天保六歳乙未三月吉日」、右の柱に「奉寄進 藤野漁舎



写真1



写真2

大支配人 近江屋宇右衛門」と彫ってある<sup>(58)</sup> (写真1、2)。天保6年6月は西暦1835年である。

少し下って、松浦武四郎は嘉永2年(1849)閏4月18日箱館を出発し、国後、択捉を訪れているが、その記録によると国後島に11社、択捉島に13社それぞれ弁天社があったと記している。弁天社のあった場所を記すと、次のようになる。

国後島がトマリ、ベトカ(米戸賀)、ヲタトム、チブカラベツ(秩苅別)、ホンベツテシカ、トシヨロ、シベトロ、チャシコチ、アトイヤ(安渡移矢)、フルカマフ(古釜布)、トウブツ(東沸)の11社、択捉島がタン子ムイ(丹根萌)、ナイボ(内保)、ウエンナイ(老円)、ルベツ(留別)、ヲサウシ、アリモイ(有萌)、ナイホ、トウブツ、ヲトイマウシ(乙今牛)、クヨマイ、シベトロ(薬取)、トシラリ、シャナの13社で、両島合計24社である<sup>(59)</sup>。

松浦武四郎が記したのは弁天社のみで、弁天社とは違う神々を祀った神社があったと思われるが、それが記されていない理由は不明だ。

また、幕府の御雇医師として安政3年(1856)東蝦夷地に赴任した大内餘庵(桐斎)が、地理、風俗、習慣、伝説などを詳説した『東蝦夷夜話』によると、フウレベツ(択捉島西海岸、紗那に隣接)の会所に観音堂があった。

フウレベツ乃會所許ニハ観世菩薩安置——每歳四月十七日九月十七日祭禮あり實ハやんごとなき御神と齋き奉るものなりと思ふ<sup>(60)</sup>

祭礼日が4月17日9月17日とある。徳川家康(東照大権現)の命日は4月17日であり、「祭禮あり實ハやんごとなき御神と齋き奉る」とあるが、文化4年(1807)の文化露寇事件で、日光大権現(三社大権現)がフヴォストフの襲撃で焼失しているため、この観音堂に東照大権現を祀ったものだろうか。

また、歯舞諸島の色丹島、志発島、多楽島に豊川稻荷大明神を祀るべく3島の漁業の請け負っていた升屋重三郎が慶応2年(1866)2月、箱館八幡宮の神主であった従五位下菊池出雲守(重賢)を通じて京都の神祇管領長上家(吉田家)から色丹島等への神社勧請の神璽(御神体)を拝領し、3島に稻荷神を祀ったようである。

一稻荷神璽三ッ  
右證書三通

東蝦夷地シコタン嶋切開請負人

箱館

升屋重三郎

右依願

豊川正一位稻荷大明神神號所申調如件。

神祇管領長上家

慶應二寅年 公文所

二月

外ニ貳通

東蝦夷地シコタン嶋付シホツ嶋

切開請負人願主

箱館 升屋重三郎

東蝦夷地シコタン嶋付タラク嶋

切開請負人願主

箱館 升屋重三郎

文面貳通前同斷也、<sup>(61)</sup> 畧之。

また、国後島の漁場主が、松前神明社（徳山大神宮 松前郡松前町）で安全豊漁の祈願をした記録も残されている。

天保十二年辛丑年（筆者注 1841年）

正月四日 定例之通、クナシリ場所、ソウヤ場所、モンヘツ場<sup>(マツ)</sup>、右三ヶ所御神樂當日修業。尤願主藤屋善吉殿、祭屋八右衛門殿、小頭橋屋久右衛門殿・森屋彦七殿、旅御初尾兩人ニ而三兩二分ニ相成候。右之通神納被成候。社家中出勤之方阿ら町兩<sup>(マツ)</sup>

同十五日（筆者注 同は三月） 隔年之通、エトロフ場所御神樂修業仕候。木札一枚相認、社家中、阿ら町兩人、山城相頼候。御初尾金五兩神納ニ相成候。參詣ハ平、田、栖原、工藤、岡田、右之人數ニ御座候。岡田不參。

元治二乙丑年（四月十八日改元慶應元年）（筆者注 1865年）

三月朔日（中略）

同十七日（筆者注 同は三月）ヲタスツ御場所、イソヤ場所、ユウキナキ番屋、ノツト番屋、シコタン番家、ヒカ番家、タン子ムキ番家、右之御神樂修行。木札二枚紙五枚差使シ、出勤方ハ白鳥主殿、木村靱負殿、佐々木采女殿、藤枝求馬殿御座候。料理は皿鉢共九枚、膳分ハ汁・赤飯・皿・田より御穂金二兩三分、場所宿阿波屋増右エ門御初穂金五十疋、西谷八十八金五十疋、外御禱上ル、阿部屋善兵衛三十三才御祈禱修行。

（中略）

同八日（筆者注 同は五月）白鳥司殿よりエトロフの御神樂使参り早東出勤仕候。<sup>(ママ)</sup><sup>(62)</sup>

## 北方領土の神社一覧

明治以降の創建の神社で創立年がある程度判るのは明治20年代から昭和14年までの間である。現在確認出来る北方領土・千島の神社および寺院教会は、表8のようになる。<sup>(63)</sup>

北方領土および千島の神社は69社で、その鎮座島、神社名、祭神、例祭日、創祀年は、表9となる。<sup>(64)</sup>

なお、北方領土の神社は、国家の神祇行政に組み入れられることはなかった。しかし、昭和14年

～16年にかけて北海道庁が実施した千島・択捉島・国後島・色丹島の労働・衛生・警察施設・史蹟及び神社宗教の調査報告書の簿冊『千島調査資料 労働・衛生・警察施設・史蹟および神社宗教昭和十四年度』<sup>(65)</sup>によると、国後島と択捉島では、既存の神社で将来公認神社になる可能性のある神社名を挙げ、公認手続きと指導を具体的に提言している。色丹島は当分、公認は厳しいとしつつも「神社施設を如何に進むべきやを研究し置く必要あり」として中心となる神社を村社に昇格する手続きを進めるよう指導を促していた（北千島については公認の記述はない）。

表8 北方領土の神社・寺院・教会

島名	神社数	寺院数	教会	合計
水晶島	4	1		5
秋勇留島	1			1
勇留島	1			1
志発島	3	2		5
多楽島	3	1		4
色丹島	9	2	1	12
国後島	28	11		39
択捉島	16	7		23
中・北千島	4	1		5
合計	69	25	1	95

表9 北方領土の神社一覧

（『北方領土の神社』北海道神社庁編より）

	島名	神社名（別称）	祭神	例祭日	創祀	西暦
1	択捉島	内保神社	金刀比羅神	不明	寛政年間	1789～1801
2	択捉島	紗那神社〈千島・金刀比羅〉	大物主神・少彦名神・崇徳天皇	7月10日	文化3年	1806
3	択捉島	有萌神社	金刀比羅大神	不明	文化3年	1806
4	択捉島	薬取神社〈千島・金刀比羅〉	金刀比羅大神・稻荷大神・竜神	7月15日	文化11年	1814
5	国後島	泊神社〈国後・千島・千島金刀比羅〉	天照大神・大物主神・市岐島姫神	6月20日	文化年間	1804～1818
6	択捉島	恵比寿神社（栖原）	事代主神	不明	嘉永3年	1850
7	択捉島	別飛神社〈西ノ宮〉	事代主神	7月15日	幕末明治初期	
8	占守島	占守神社	天照皇大神	不明	明治26年頃	1893
9	色丹島	斜古丹神社〈色丹〉	金刀比羅大神・明治天皇	7月30日	明治20年代	1887以降
10	国後島	老登山神社	大国主命	7月10日	明治27年	1894
11	国後島	千島神社〈乳呑路〉	住吉三神・大宜都比賣命・宇都志國魂命	不明	明治30年	1897
12	国後島	植沖神社〈ヲキツウス〉	妙見大菩薩	不明	明治30年	1897
13	国後島	近布内神社	八大龍王神	6月28日	明治31年	1898
14	国後島	国後神社	大国主命・金刀比羅大神	不明	明治35年	1902
15	国後島	オンネチフンベツ神社 ※国後神社と同一か	大国主命	不明	不明	
16	多楽島	多楽島金刀比羅神社	金刀比羅大神	9月20日	明治36年	1903
17	水晶島	水晶島金刀比羅神社	金刀比羅大神	9月10日	明治40年	1907
18	択捉島	年萌神社〈立花〉	男山八幡神・伏見稻荷大明神・金刀比羅大神	9月15日	明治40年頃	1907
19	択捉島	留別神社	天照大神・稻荷大神・明治天皇	10月10日	大正元年以前	
20	志発島	東前金刀比羅神社	金刀比羅大神	10月10日	明治後期～ 大正初期	1912頃

21	国後島	植内神社	大国主命	不明	大正初期	1912頃
22	択捉島	巖島神社〈入里節〉	市岐島姫命	8月15日	大正2年	1913
23	水晶島	水晶島市杵島神社	市杵島姫命・多岐理姫命・多岐津姫命	9月23日	大正6年	1917
24	勇留島	勇留島金刀比羅神社	金刀比羅大神	9月10日	大正6年	1917
25	国後島	豊受稲荷神社〈ヲダイバケ〉	豊受日女神	不明	大正11年	1922
26	幌筵島	北上神社	北上大明神	不明	大正11年	1925
27	国後島	琴平神社	金刀比羅大神	不明	大正14年	1925
28	国後島	東沸神社	金刀比羅大神	10月10日	昭和元年	1926
29	志発島	相泊金刀比羅神社	金刀比羅大神	10月5日	昭和2年	1927
30	択捉島	昭和神社〈植別・恩根別・天寧〉	天照大神・明治天皇	7月30日	昭和3年	1928
31	多楽島	大海竜王神社	竜王神	10月10日	昭和7年	1932
32	志発島	西浦泊稲荷神社	稲荷大神・金刀比羅大神	10月10日	昭和8年	1933
33	国後島	昌徳神社	大山祇之尊	不明	昭和8年	1933
34	択捉島	具谷神社	金刀比羅神・明治天皇・馬頭観音	旧暦7月20日	昭和8年	1933
35	色丹島	相見崎神社	大物主神・崇徳天皇	不明	昭和8年	1933
36	色丹島	不明※相見崎神社と同一か	不明	不明	不明	
37	色丹島	稲茂尻神社	金刀比羅大神	10月10日	昭和12年	1937
38	多楽島	多楽島市杵島神社	市杵島姫命・多岐理姫命・多岐津姫命	7月10日	昭和13年	1938
39	択捉島	内岡神社	大物主神・崇徳天皇・伏見稲荷・五柱神	不明	昭和14年	1939
40	水晶島	水晶島稲荷神社	稲荷大明神	9月15日	不明	
41	水晶島	水晶島市杵島神社	市杵島姫命・多岐理姫命・多岐津姫命	9月23日	不明	
42	秋勇留島	不明	不明	不明	不明	
43	色丹島	チボイ神社	金刀比羅大神・崇徳天皇	9月10日	不明	
44	色丹島	切通神社	金刀比羅大神・崇徳天皇	6月28日	不明	
45	色丹島	能登呂神社	天照大神	7月5日	不明	
46	色丹島	不明	不明	不明	不明	
47	色丹島	不明	不明	不明	不明	
48	国後島	エカンコタン神社	源義経	不明	不明	
49	国後島	古丹消神社	天照大神	不明	不明	
50	国後島	善平古丹神社	保食神・龍神・弁天神	不明	不明	
51	国後島	秩苅別神社	不明	不明	不明	
52	国後島	ニキシロ神社	不明	不明	不明	
53	国後島	古釜布神社	金刀比羅大神	不明	不明	
54	国後島	瀬石神社	天照大神	不明	不明	
55	国後島	中ノ古丹神社	崇神天皇	不明	不明	
56	国後島	作喜神社〈キナシリ・作萬別〉	金刀比羅大神・稲荷大神・三吉大神	6月	不明	
57	国後島	セイカラホール神社	金刀比羅大神	不明	不明	
58	国後島	ケラムイ神社	琴平大神	不明	不明	
59	国後島	白糠泊神社	不明	不明	不明	
60	国後島	戸野神社〈遠見山〉	不明	不明	不明	
61	国後島	薬師神社	不明	不明	不明	
62	国後島	セセキ神社	不明	不明	不明	
63	国後島	豊国神社	不明	不明	不明	
64	択捉島	金刀比羅神社	金刀比羅大神・大物主神・崇徳天皇	不明	不明	
65	択捉島	散布神社	大山祇神・栖原角兵衛・海亀	不明	不明	
66	択捉島	不明	不明	不明	不明	
67	択捉島	不明	不明	不明	不明	
68	松輪島	松輪神社	不明	不明	不明	
69	阿頼度島	阿頼度神社〈杜川〉	不明	不明	不明	

### 戦後の祭神の奉遷

昭和20年8月のソ連軍の侵攻は樺太と違い千島・北方領土では16日になってからであり、9月5日までにはすべての島に上陸占領し、住民の自由は束縛され、厳しい監視下に置かれた。千島・北方領土の神社には常住の神職はおらず、ソ連兵によって祭具をはじめ幟、幕、畳等は凡て奪われ、社殿材の

一部は燃料として壊された。多くの神社は破壊されたが、12社の「御神体」は、表10の通り、根室に奉遷され、そのほとんどが根室・金刀比羅神社に祀られ祭祀が続けられ、再び故地に祀られることを待ちつつ今日に至っている。<sup>(66)</sup>

表10 北方領土の神社祭神の根室金刀比羅神社への奉遷

根室・金刀比羅神社へ奉遷		
水晶島	水晶島金刀比羅神社	昭和22年 9月引揚時奉遷
水晶島	市杵島神社	昭和22年 9月引揚時奉遷
志発島	西浦泊稻荷神社	昭和22年 9月引揚時個人宅に奉遷、その後神社へ
志発島	東前金刀比羅神社	昭和22年 9月引揚時奉遷
多楽島	大海竜王神社	昭和20年 9月脱出時奉遷
多楽島	市杵島神社	昭和20年 9月脱出時奉遷
多楽島	金刀比羅神社	昭和20年 9月脱出時奉遷
色丹島	稲茂尻神社（色丹神社）	昭和20年 9月脱出時奉遷
国後島	近布内神社	昭和20年10月脱出時奉遷
国後島	老登山神社	昭和22年 9月引揚時奉遷
国後島	東沸神社	昭和23年引揚時奉遷
根室・常惺寺に奉遷		
国後島	植沖神社	奉遷年は不明

### 樺太と北方領土の相違

千島は江戸時代から日本領であり、明治8年（1875）の千島樺太交換条約で全千島が日本領土となり樺太がロシア領になったが、明治38年（1905）以降はともに日本領であった。

しかし両地域とでは経済発展と人口に大きな差がある。

神社行政について、樺太は樺太庁の許可、そして神社規則が施行されたが、北方領土は公認神社は1社もなく、昭和10年代の北海道庁の調査報告で明らかなように、将来の充実が課題となっていた。北方領土には専任の神職はいなかった。引揚時に、祭神を根室の金刀比羅神社に11社を奉遷し祀り、根室・常惺寺にも1社が奉遷した。なお、樺太では、2社の本土への奉遷が確認出来る。

【附言】 本論は平成26年11月22日開催の神奈川大学非文字資料研究センター2014年度第4回公開研究会「旧樺太（現ロシア連邦サハリン州）における神社の創建と跡地の現況」で発表した内容と当日配布した資料に基づいてあらためて論述したものである。また、論文として発表の機会を与えてくださった神奈川大学非文字資料研究センターに感謝したい。本テーマでは初めて江戸時代と明治38年以前のロシア領有則の文献を紹介したが、十分ではなくさらに文献の収集が必要だと痛感している。



注

- (1) 中島三千男『海外神社跡地の景観変容 さまざまな現在』(神奈川大学 21 世紀 COE 研究成果叢書 神奈川大学評論ブックレット 37 2013 年 3 月発行 御茶の水書房)。
- (2) 千島・北方領土の神社は狭義の海外神社であり、また広義の海外神社でもあることに違和感がないわけではない。海外神社の異なる様相を、狭義、広義、植民地、侵略などの表現のみでは見出すことは出来ず、それぞれの地域によって違うという視点が必要だということが、樺太の神社と北方領土の神社を見ることで理解出来る。北方領土の神社も海外神社の定義に当てはめようとするとは緩やかな定義、もしくは細分化することによって理解しやすくなるかもしれない。
- (3) 日本人の比率は 94.96%、朝鮮人は 4.86% であった(昭和 16 年の全人口 406,557 人中)。社団法人全国樺太連盟『樺太沿革・行政史』(全国樺太連盟 昭和 53 年 6 月発行)のデータにより計算した。
- (4) 北海道神社庁『樺太の神社』(平成 24 年 11 月 神社新報社 執筆者山田一孝・前田孝和) 第 1 章、第 2 章を要約。
- (5) 前掲『樺太の神社』第 1 章、第 2 章を要約。
- (6) 西鶴定嘉『樺太史の栞』(昭和 16 年 3 月 樺太庁発行) 西鶴定嘉が引用した文献は未見。
- (7) 羽太正養『休明光記』(『新撰北海道史』第五巻 史料一所収 北海道廳発行 昭和 11 年 9 月)
- (8) 前掲『休明光記』
- (9) 平田篤胤『千島の白浪』(文化 8 年 12 月上梓『北方史料集成』第 5 巻 1994 年 11 月 翻刻・解説秋月俊幸 北海道出版企画センター) 文化 3 年(9 月カラフト襲撃)と 4 年(4 月紗那と内保襲撃)のロシア海軍大尉フヴォストフによる北辺襲撃に関する文書、記録集を収集編集したもの。
- (10) 前掲『千島の白浪』
- (11) 前掲『千島の白浪』
- (12) 前掲『千島の白浪』
- (13) 高津泰『終北録(一名戊唐太日記)』(文化 5 年の記録 安政 4 年)
- (14) 橋本捨五郎『会津藩、ロシアに対峙す 苦難の唐太派兵』(平成 20 年 10 月刊 福島民報社)
- (15) 前掲『樺太史の栞』 西鶴定嘉が引用した文献は未見。
- (16) 松浦武四郎『再航蝦夷日誌』(弘化 3 年記録 嘉永 3 年)、村垣範正『村垣淡路守公務日記』(安政元年記録)、松浦武四郎『竹四郎廻浦日記』(安政 3 年記録 安政 4 年)、目賀田帯刀『延叙歴檢真図』(安政 3～5 年記録 安政 6 年 明治 4 年清書)、玉蟲左太夫『入北記』(安政 4 年記録)。

このほか目付堀織部に随行した依田治郎祐日記『唐太嶋日記』(嘉永 7 年)にも、次のような記録がある。

クシュンコタン 弁天 稲荷社

シラヌシ 弁天

- (17) 前掲『竹四郎廻浦日記』
- (18) 佐々木馨『みちのくと北海道の宗教世界』(2013 年 11 月 北海道出版企画センター)
- (19) 前掲『再航蝦夷日誌巻之拾一、哈喇土之部一』
- (20) 前掲『みちのくと北海道の宗教世界』
- (21) 前掲『みちのくと北海道の宗教世界』
- (22) 西鶴定嘉『樺太 大泊史』(昭和 14 年刊 国書刊行会復刻)
- (23) 林顯三『北海紀行』(明治 6 年の記録 明治 7 年刊)。林のクシュンコタンの神社に関する既述は次の通り。

(筆者加筆)  
(八月) 自主 辨天社一社

クシュンコタン  
楠 溪

(中略)

産土神社正一位稲荷神辨才天

(中略)

同行宮崎モマター詠ヲナス

赤金ノ御柱モトヲ打モリテ静ケキ御代ノ春ヲ經ナ、ン

宮崎楠溪ノ鎮坐ノ神祠ニ詣テ、

民カ根ヲ太シク植テ此神ノ御社栄フ時ヲコソマテ

- (24) 「伊達栖原漁場建家総数 四月調」(『樺太沿革・行政史』社団法人全国樺太連盟 昭和 53 年 6 月)
- (25) 前掲『樺太沿革・行政史』
- (26) 樺太廳『樺太要覽 全』(明治 41 年 9 月)
- (27) 『哥爾薩港報告写』(北海道大学北方関係資料総合目録 第 7 師団司令部所蔵本 屯田本部用紙より「北海道庁」罫紙に昭和 3 年写)
- (28) 大藏省『開拓使事業報告第一編』(明治 18 年 11 月) 明治 2 年設置以来明治 15 年 2 月廃使置県に至るまでの事蹟を編集したもの。旧図には弁天社の社名と祠の記号が 2 ヶ所あり。新図には弁天社、八幡、稻荷の 3 社の社名が記載されている。
- (29) 前掲『樺太の神社』
- (30) 『大日本神社大鑑(北海道・樺太版)』(松井國義編 昭和 10 年 6 月 恢弘社)
- (31) 山口清次「酒谷家資料」から読み解く北前船主チガイマサ酒谷家の諸様相(『市立函館博物館研究紀要』第 24 号 2014 年 3 月)。なお、山田竹次郎は明治 13 年から 15 年まで樺太東海岸ナイブツで漁場を経営、のち西海岸へ移って経営を続けた樺太漁場家である。漁業のほか、明治 30 年 7 月設立の巴座(株)、明治 33 年 5 月設立の函館運送(株)の社長も歴任している。山田竹次郎が樺太西海岸トマリボ(漁業番号 187)の漁業権を取得したのは明治 40 年 10 月 22 日である。
- (32) 『樺太要覽 全』(明治 45 年 3 月 明治 41 年編纂の『樺太要覽』を改訂増補で明治 43 年末までの調査結果を所収したもの)
- (33) 前掲『樺太沿革・行政史』
- (34) 前掲『樺太沿革・行政史』
- (35) 佐藤弘毅「戦前の海外神社一覧 I — 樺太・千島・台湾・南洋 —」(『神社本庁教学研究所紀要』第 2 号 平成 9 年 3 月)
- (36) 前掲『樺太の神社』
- (37) 『大日本寺院大鑑 北海道樺太班』(松井國義編 昭和 13 年 2 月 恢弘社)を整理・修正したもの。本書に掲載の寺院・布教所は 204 であり、表には 208 とある。これは、古義真言宗に属する醍醐派の 4 布教所が合計数に入っている。その 4 布教所の名称も住所も不明、詳細は本文には記載されていない。掲載されている住職・主任名は 200 名である。
- (38) この考えには異論もあると思われる。
- (39) 佐藤弘毅「戦前の海外神社一覧 I — 樺太・千島・台湾・南洋 —」と北海道神社庁『樺太の神社』で記載されていない祭神を加えてあらためて筆者が調整した。
- (40) 前田孝和「北海道の集落小祠 — 『北海道神社庁誌』の未公認神社を中心に —」(『季刊 悠久』第 119 号 平成 21 年 10 月発行)。神社本庁包括化のデータは茂木栄「北海道の神社創建と展開 — 『神社明細帳』を通して」(『季刊 悠久』第 119 号 平成 21 年 10 月発行)によって修正した。
- (41) 前掲「戦前の海外神社一覧 I — 樺太・千島・台湾・南洋 —」
- (42) 「旧朝鮮の神社跡地調査とその検討 — 全羅南道、和順郡を中心に —」(神奈川大学 21 世紀 COE プログラム研究推進会議『年報 人類文化研究のための非文字資料体系化』第 3 号 2006 年 3 月発行)
- (43) この項目「戦時下の樺太」は樺太終戦史刊行会編『樺太終戦史』(全国樺太連盟 昭和 48 年 3 月)によりまとめた。
- (44) 前掲『樺太の神社』によりまとめた。
- (45) 前掲『樺太終戦史』
- (46) 前掲『樺太の神社』掲載のロシア語文書

- (47) 前掲『樺太の神社』によりまとめた。
- (48) 例えば「ソ連軍侵攻後の各宗教の活動状況」(前掲『樺太の神社』)、岡元鍊城「樺太の日蓮宗」(『日蓮宗北海道大鑑』所収 昭和62年3月 日蓮宗北海道大鑑刊行会)、北海道開教史編纂委員会「第十章 樺太・千島への眼」(『北海道の西本願寺』所収 平成22年3月)、福島恒雄「第八章 樺太キリスト教略史」(『北海道キリスト教史』所収 1982年7月)、小野忠亮「樺太教区の始末」(『北日本カトリック教会史』昭和45年3月) — によってソ連侵攻後引揚までの各宗教団体の活動の一端がうかがえる。今となっては貴重な記録である。
- (49) 前掲『樺太の神社』掲載のロシア語文書。1947年第1四半期に、「サハリン州各地区より40寺社の宗教関係者が帰還した」とある。
- (50) 前掲『樺太の神社』掲載のロシア語文書
- (51) 『新生命』1947年1月9日付2面6段囲み記事。第2次引揚の1月3日出航後の9日付の記事に56名の肩書と氏名が記載されており、会社支配人、木材業、歯科医師、町長、校長、神主ほか13名が署名したとある。「第二次帰国日本知識人代表」の中に「神主山田信義(亜庭神社社司)の氏名もある。
- また1947年7月3日付の2面3段見出しで「読者の声 信教の自由を護る 絶大の理解に感謝 天理教宣教師平井さんの感激」という囲み記事も掲載された。その内容は宗教の自由、ソ連当局は宗教儀式を妨害せず、教会の事業にも不干涉、労働者、事務員と同じく宗教家も配給したとソ連をたたえるものである。
- 「新生命」「樺太新聞」の記事を引用して樺太の神社の終戦戦後のことを論述したものに前田孝和「『新生命』『樺太新聞』に見る樺太の神社の終戦前後」(『國學院雑誌』第113巻第11号 平成24年11月)がある。

以下は「北方領土の神社について」の注

- (52) 北方領土文化日露共同学術交流実行委員会編輯『北方領土の神社——千島・北方領土社寺教会日露共同調査報告書——』(北海道神社庁発行 平成17年9月)』を要約した。
- (53) 山崎半蔵『東蝦夷地紀行』(文化3年 柿園主人編『毛夷東環記』所収)幕命によりエトロフ島警備に赴いた津軽藩士山崎半蔵の、箱館から北海道東岸沿いにエトロフ島へ至るまでの紀行文。各地の状況とともにエトロフ島での越冬の様子を記す。浪川健治の史料紹介も参考とした。
- (54) 山崎半蔵『宗谷詰合 半蔵日誌三』(文化3年)
- (55) 前掲『千島の白浪』
- (56) 大村治五平『私残記』(文化5年8月)文化4年の事件記録。
- (57) 湖水居士『耳能端之記』(文化6年頃)風俗、人物、古事などについて述べた考証風の随筆で101項目あり、その中には蝦夷地とくにエトロフ島の風俗、産物や林子平、最上徳内に触れたものがある。筆者は仙台藩の医師という。
- (58) 前掲『北方領土の神社』に写真が掲載されている。また写真集懐かしの千島編纂委員会『写真集 懐かしの千島』(国書刊行会 昭和56年9月)にも掲載されている。さらに大正7年『国後郡泊村外三ヶ村村勢摘要録』(北海道図書館蔵)には「天保六年藤野漁舎大支配人たりし近江屋宇右衛門の寄進したるもの」と記載されている(『北方領土の神社』)。
- (59) 松浦武四郎『三航蝦夷日誌』(嘉永2年 嘉永3年に纏めたもの)に記載の弁天社の地名を記載した。また、「ナイホ」「ナイボ」という地名は数ヶ所あり、それぞれ別の場所である。松浦武四郎は国後島トマリとシャナの弁天社に参拝している。
- (60) 大内餘庵(桐齋)『東蝦夷夜話 上』(安政3年の記録 文久元年『北門叢書 五』所収)幕府の御雇医師として東蝦夷地に赴任した大内餘庵が、エトロフ島の地理、風俗、習慣、伝説などを詳説したもの。
- (61) 神社調子書(箱館八幡宮『神道大系 神社編五十一 北海道』(神道大系編纂会 昭和58年6月)
- (62) 「松前神明社白鳥氏日記抄」前掲『神道大系 神社編五十一 北海道』松前神明社(徳山大神宮 松前郡松前町)の社頭職であった白鳥家に伝わる文書。天保12年は白鳥筑後秀武。
- (63) 前掲『北方領土の神社』

- (64) 前掲『北方領土の神社』
- (65) 前掲『樺太の神社』独立行政法人北海道農業研究センター所蔵の『千島調査資料 労働・衛生・警察施設・史蹟及び神社宗教調査 昭和十四年度』報告書等の合本で、昭和14年の「復命書」(国後島の神社宗教調査報告書)、昭和15年の「擇捉島に於ける神社宗教史蹟調査報告」、昭和16年の「色丹島に於ける神社宗教の調査」、昭和15年の「北千島史蹟調査報告書」も含む合本資料。
- (66) 前田誠「北方領土に縁り深い神社に奉仕する神職として」(前掲『北方領土の神社』)

本論で「注」のない部分でも、前掲『樺太の神社』『北方領土の神社』を出典として引用するとともに両書の誤記も本論で訂正した。また、北海道神宮権禰宜青木伸剛氏には資料の提供を受けた。感謝したい。高藤晴俊『家康公と全国の東照宮』(平成4年10月東京美術)も参考とした。